

官報 号外

平成二十二年五月十九日

○第百七十四回国会 参議院会議録第二十二号

平成二十二年五月十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十二号

平成二十二年五月十九日

午前十時開議

第一 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)、国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第七号)及び幹部国家公務員法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)、国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第七号)及び幹部国家公務員法案について、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。仙谷国務大臣。

〔国務大臣仙谷由人君登壇、拍手〕

○国務大臣(仙谷由人君) この度、政府から提出いたしました国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)、国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第七号)及び幹部国家公務員法案(趣旨説明)

律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

社会、経済の変化に対応し、複雑多様化する行政課題に迅速かつ果敢に取り組み、省益を超えた国民本位の行政を実現するためには、内閣による人事管理機能の強化を図り、内閣主導で適材適所の人材を登用する必要があります。また、あわせて、公務員の天下りあつせん根絶に対応して、退職管理の一層の適正化を図ることが必要であります。

このため、幹部職員人事の内閣一元管理に関する規定等を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備を行うとともに、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止並びに再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備等を行うこととする本法律案を提出する次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、内閣による人事管理機能の強化を図るため、幹部職員人事の一元管理に関する規定等を創設することとします。

具体的には、幹部職への任用は、内閣官房長官が適格性審査を行った上で作成する幹部候補者名簿に記載されている者の中から行うものとし、内閣の重要政策を実現するため内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があるときは、内閣総理大臣又は内閣官房長官が任命権者に協議を求め

ることができることとするほか、これ以外の場合にあつても、任命権者が内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づき行うこととしております。幹部職員の公募については、任命権者との協議等を経て内閣総理大臣が実施することとします。

また、幹部職員の弾力的な任用を可能とするため、各府省の事務次官級の官職、局長級の官職及び部長級の官職は同一の職制上の段階に属するものとみなすことといたしております。

第二に、内閣による幹部職員人事の一元管理を担う体制として、内閣官房に内閣人事局を設置することとします。

内閣人事局は、行政機関の幹部職員の任免に関しその適切な実施の確保を図るために必要となる企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどることとし、あわせて、国家公務員制度改革推進本部の事務局を廃止し、その機能を統合することにより、公務員制度改革を総合的かつ集中的に推進するための体制を整備します。

第三に、国家公務員の適正な退職管理を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止し、官民人材交流の支援、再就職等規制等の適切な運用の確保などを行う民間人材登用・再就職適正化センターを設置することとします。同センターの下に独立性のある第三者機関である再就職等監視・適正化委員会を設置し、再就職等規制違反行為の監視等を行わせることとします。

第四に、これらに関連し、自衛隊法等について

所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、本法律案につきましては、衆議院において、施行期日が平成二十二年四月一日から公布の日に改められたほか、内閣法の一部改正規定について所要の修正がなされております。

以上が本法律案の趣旨でございます。

何とぞ御審議いただきたく、よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 秋元司君。

〔秋元司君登壇、拍手〕

○秋元司君 自由民主党の秋元司でございます。ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案及び幹部国家公務員法案の両案につきまして、自由民主党の提出者を代表して、提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

昨年の総選挙で民主党は、国民との約束であるマニフェスト選挙を展開し、その一丁目一番地に掲げる脱官僚、天下り、わたりの根絶、国家公務員人件費二割削減を主張し、政権交代を実現されました。

しかし、現政権はその約束を裏切り、日本郵政株式会社社長に元大蔵省事務次官であった齋藤氏を起用するなど、天下り、わたり人事を行い、さらに、さきの衆議院内閣委員会における審査の過程で千二百二十一名の退職勧奨、いわゆる肩たたきが行われ、裏下りの疑惑の存在も明らかになりました。当然、実態解明の質問はなされております。

したが、仙谷大臣はごまかしの答弁を繰り返すのみで明快な回答が得ぬまま、我が党の質疑者の発言を遮り、強行採決となりました。

政権政党となつてからの民主党は、いわゆる子ども手当法を始めとする法案の審査に当たり数の力でねじ伏せる議会運営をされており、民主主義を冒瀆するような強行採決を繰り返し、その結果、法律の不備が指摘されても行政が運用でごまかすといった事態になっております。民主党には、参議院での法案審査に当たり、是非とも良識の府にふさわしく、参議院の最大会派としての責任を果たしていただくことを強く要望いたします。

さて、私は、安倍内閣当時に成立した国家公務員法等の一部を改正する法律の審査に携わらせていただきました。この法律は、天下り根絶を目的に各省庁の再就職あっせんを禁止し、再就職あっせんを官民人材交流センターに一元化するとともに、人事の基本も、明治時代から続いてきた年功序列から能力・実績主義へ転換することを内容とする画期的なものであります。当時の民主党はこの法案に対し、官民人材交流センターは天下りバンクだと、再就職等監視委員会の人事にも同意いたしませんでしたが、今日の政府案を見ておりますと、むしろ新たに設けるセンターを再就職あっせん機関として位置付け直し、恒久化しようといったしております。

また、その後の裏下りの横行などに対し何ら措置が講じられていない一方、鳩山内閣の閣僚は早

期退職勧奨は続けざるを得ないなど言い始めております。かつての民主党は、早期退職勧奨の廃止こそが天下り根絶の切り札と訴え、マニフェストにも詳細に明記したではありませんか。民主党は、もはや天下りの根絶を断念したと思わざるを得ません。

福田内閣は、国家公務員制度改革の基本理念、基本方針その他を定める国家公務員制度改革基本法案を国会に提出し、与野党を超えた真摯な修正協議を得、成立したところであります。基本法には、国家公務員制度改革に必要な法制上の措置について、基本法の施行後三年以内をめぐとして講ずる旨の規定がありますが、内閣官房に置かれる内閣人事局の設置に必要な法制上の措置については、三年以内ではなく、基本法の施行後一年以内をめぐとして講ずることとなっております。国家公務員制度改革の推進に当たり、まずもって国家公務員の人事管理を行う部署を置き、その部署には他の行政機関から必要な機能を移管することが重要であると基本法は明確にしているわけであります。

麻生内閣は、基本法に掲げている改革事項について、基本法が定める三年以内に法制上の措置を講ずるを一年短縮して二年以内にするなど、何をいつまでに実現するかという全体像を明らかにした画期的な工程表を決定いたしました。麻生内閣は、工程表に引き続き、基本法の規定に基づいて内閣官房に内閣人事局を置き、幹部職員等の適切な人事管理を行うとともに、国家公務員の人事管

理に関して担っている機能を総務省、人事院など他の国の行政機関から内閣人事局に移管することの内容とした国家公務員法等の一部を改正する法律案を昨年三月に国会に提出しました。しかし、残念ながら、この法案はほとんど審査を行うことができないまま、衆議院の解散により廃案となつたところであります。

基本法がめどとしていた一年以内は既に経過いたしました。鳩山内閣におきましては国会に国家公務員法等の一部を改正する法律案が提出されました。

今回の政府案の提出は、基本法を当時の与野党が共同で修正し成立させたという事実からすれば当然のことであり、政府案にも内閣人事局の設置に必要な法制上の措置は講じられていると言えるかもしれません。しかし、その内容は驚くべきことに、政権交代前の法案に規定されていたものよりはるかに後退した内閣人事局をつくらうとするものになっております。

基本法で内閣人事局には総務省、人事院その他の国の行政機関から必要な機能を移管する旨を定めているにもかかわらず、政府案は必要と思われる機能を一切移管しておりません。政治主導で政策を遂行するならば、それを実現できるチーム、すなわち人事がかぎであります。政府案により設置される内閣人事局では余りにも器が小さ過ぎ、これでは官僚依存からの脱却などできるわけがありません。

政府案では幹部の人事制度についても定めてあ

ります。これも、政治主導の確立や、年齢や官民を問わず、やる気と能力のある人が集まる霞が関の実現とは程遠い内容であります。すなわち、幹部職員について、彼らを対象とした新たな制度を設けることもなく、一般職の範囲にとどめるという基本法の趣旨に反する内容となっているのです。また、給与体系にも手を付けようとしておりません。

政権交代前の政府案と今回の政府案を比較すればするほど、鳩山内閣がかつての主張を捨て、官僚依存の温存、天下り温存に突き進むようとしているのではないかと思わざるを得ません。政権に就いた途端、官僚依存が楽でいいと考えたのでしょいか。あるいは、公務員の労働組合の主張に配慮せざるを得なくなったのでしょうか。

この度我々は、本院に送付されてきた政府案に危惧を抱き、基本法の趣旨に沿った国家公務員制度改革はかくあるべしという考えを法案にまとめ、提出いたしました。

以下、その概要を御説明いたします。

まず第一に、基本法の趣旨に沿って、内閣人事局に総務省、人事院、そして財務省などから幹部人事の一元化のために必要な機能を移管します。例えば、総務省であれば定員管理機能、人事院であれば級別定数管理機能、財務省であれば給与に関する機能などです。また、内閣人事局には、新設の機能として、総人件費管理の機能も持たせ、その管理を徹底させます。

第二に、幹部職員を特別職とし、新たに幹部職

員について適用すべき任用、分限等の基準を定める幹部国家公務員法を制定いたします。三十万人の国家公務員のうち、〇・二％に当たる約六百人の幹部職員については、能力・実績主義だけではなく、内閣との一体性確保にも配慮した人事管理を行うこととし、政権の二一ズにこたえた人事配置を可能にします。

例えば、優秀な若手職員や民間の有能な人材を幹部に抜てき登用するためには、当然、幹部ポストにある人を幹部から外す人事が必要であります。このため、幹部国家公務員法では、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行う上で必要と判断するときに、幹部を、幹部より一ランク下である管理職の最上位、いわゆる課長級まで降格することができ、制度を設けております。このほか、幹部国家公務員法では幹部職員の適格性審査、公募、給与などについて定めております。また、事務次官などのポストは廃止をし、幹部国家公務員法の施行から六か月以内に幹部ポスト全体を再整理することといたしております。

第三に、課長以下の一般職の給与体系についても、抜本的な改革を早急に実行する必要がありま。給与体系全体の改革を実現しない限り、総人件費改革はできません。このため、我々の法案では、今年中に給与制度の抜本的な見直しを行い、法制上の措置を講ずることを定めております。

第四に、いわゆる裏下りの根絶をするため、あつせん禁止違反に刑事罰を科すこととしております。また、官民人材交流センターが従来行つて

きた再就職あつせんは、分限免職時を含め直ちに廃止し、センターは、給与体系の抜本見直しと併せて廃止することといたしております。

以上が両案の提案理由及びその内容の概要であります。

我々の提案する法律は、基本法に定められた方向に沿って国家公務員制度改革を推進しようとするだけでなく、やる気と活力と能力のある公務員が真に国家国民のために働ける体制を実現することにより、正しい政治主導を確立しようとするものであり、そのための幹部制度、内閣人事局の仕組みなどを構築し、天下りの根絶、人件費改革も実現するための制度を定めるものであります。

議員各位におかれましては、国家公務員制度改革に必要な法制上の措置を講ずるまであと一年しか残されていないことを念頭に置いた上で、政府案と我々の提出した法案のどちらが真に改革を実現しようとしているものであるかを真摯に御検討いただき、何とぞ我々の提出した法案に御賛同くださるようお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。姫井由美子君。

(姫井由美子君登壇、拍手)

○姫井由美子君 民主党・新緑風会・国民新・日本の姫井由美子です。会派を代表して、議題となりました国家公務員法改正案について質問させていただきます。

いただきます。

昨年八月三十日に行われました衆議院選挙の結果、民主党は単独過半数を上回る議席を獲得し、その後、鳩山連立政権が発足いたしました。政治主導の政策決定が果敢に進められていることに対して、北海道大学の山口二郎教授は、鳩山政権は与党による官僚の統制が初めて働いた政権であると述べています。

自民党政権時代には決してできなかったことで現政権が実行しつつあること、それは、事業仕分を通じて、官僚の天下りのためにだけ存在している事業の実態を洗い出したことです。また、公務員制度の改革を通じて天下りを全面的に禁止することも、これまでの政権ができなかったことです。

それでは、具体的な質問に入りたいと思います。

民主党は、昨年の衆議院総選挙のマニフェストの中で、無駄遣いをなくすための政策として公務員制度の抜本改革の実施を掲げていました。今回の国家公務員法改正は、言うまでもなくそのマニフェストを具体化したものです。

マニフェストの各論には、定年まで働ける環境をつくり、国家公務員の天下りのあつせんは全面的に禁止をするとうたわれていました。現在、年間二千五百人と言われる退職勧奨が行われていますが、今後、天下りのあつせんを全面的に禁止をし、定年まで働ける環境をつくっていくということであるなら、この退職勧奨は基本的にやめてい

く方針なのでしょうか。まず原口総務大臣にお伺いいたします。

今年四月二十七日、原口大臣は、閣僚懇談会で、平成二十三年度の国家公務員の新規採用抑制について、一般職国家公務員の新規採用を半減すると発表されました。それを受けて、鳩山総理からも、その方向で制度改革を進めるようにという強力な指示が関係閣僚に対してあったということです。

その中で総理は、官を開くという観点から国家公務員制度改革を進めると述べられておりますが、公務員制度改革において、この官を開くという言葉はどのような意味があるのでしょうか。原口大臣にお伺いいたします。

また、官を開くという方針の下、官民の人事交流の拡充を図るとされていますが、公務員が民間で働くことの意味、また民間人が役所で働くことの意味をどのように考えられるのでしょうか。原口総務大臣の基本的なお考えをお伺いいたします。

先日、退職管理基本方針の原案が固まったという報道がありました。幹部を対象とした高位の専門スタッフ職の新設、自主的な退職者に退職金を上乗せする希望退職制度の導入などが方針原案に入ると伝えられています。

人件費抑制という方針の下、公務員が定年まで働ける環境を整備していくことは並大抵のことではありません。この両立をどのように図っていくのでしょうか。原口総務大臣にお伺いいたします。

す。

総人件費を抑制するには、今後、公務員総数の削減は避けて通ることはできません。公務員が定年まで働ける環境をつくっていく一方で、新規採用を抑制し、公務員の総数をどのようにコントロールしていく方針なのでしょうか。原口総務大臣にお伺いいたします。

総務省は、退職勧奨は行わない、新規採用の抑制は行わない、六十一歳以降の昇給は行わないという前提条件の下では、二〇二五年度の総人件費が今より約二割増えるという試算を今年の二月にまとめました。しかし、現政権の方針は、総人件費二割削減ということですか。

マニフェストでは、地方分権推進に伴う地方移管、国家公務員の手当、退職金などの水準、定員の見直しなどにより国家公務員の総人件費を二割削減するとなっています。総人件費二割削減のためには、あらゆる抵抗を押し切って断行する決意が必要だと思えます。総人件費二割削減に向けた財政当局の方針と決意を菅財務大臣にお伺いいたします。

マニフェストでは、公務員の労働基本権を回復し、民間と同様、労使交渉によって給与を決定する仕組みをつくるようになっており、鳩山総理は所信表明演説で、労働基本権の在り方も含めて国家公務員制度の抜本的な改革を進めてまいりますと述べておられます。

労働基本権につきましては、公務員庁をつくって労使交渉に当たるという構想も民主党内にある

ようですが、公務員の団体交渉の相手方としてどのような組織がふさわしいとお考えでしょうか。また、労使交渉によって総人件費を抑制することは可能なのでしょうか。最後に仙谷大臣にお伺いいたします。

前政権もまた、国家公務員制度改革基本法を制定し、公務員制度改革には熱心に取り組まれたことと思います。今回の内閣提出の国家公務員法改正案の速やかな成立を図ることが何よりも一歩前進であることは確かです。本院では、与野党が協力をしてこの法案を成立させ、官僚のモラルハザードをただしていくことが良識の府としてのあるべき姿ではないでしょうか。

鳩山総理は、国家公務員が国民本位の視点に立ち、豊かな公を支えていくという公務員の意識改革が必要であると言われました。制度改革には時間が掛かりますが、意識改革は今この瞬間にもできるものです。我が国の公務員が、官を開く時代にあふさわしい存在に生まれ変わることを願っています、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣仙谷由人君登壇、拍手)

○国務大臣(仙谷由人君) 姫井由美子議員から私に對しましては、労使交渉の体制と総人件費の抑制についてのお尋ねがございました。

自律的労使関係制度の実施に必要な権限と責任を有する体制、つまり使用者側の当事者を政府内につくらなければならないということでございますが、その観点から、労使交渉における使用者機

関の在り方について早急に具体的な検討を進め、つまり労働組合の相手方当事者を確立するという方向に、その方向を確立させていきたいと思っております。

また、国家公務員の総人件費を二割削減するという目標につきましては、地方分権推進に伴う地方移管、あるいは各種手当、退職金等の水準や定員の見直し、公務員制度改革後の労使交渉を通じた給与改定等によりまして、平成二十五年度までに達成するよう努力してまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣原口一博君登壇、拍手)

○国務大臣(原口一博君) 姫井議員から五点お尋ねがございました。

まず、退職勧奨についてお尋ねがございました。

H A T—K Z システムの打破、補助金、天下り、特別会計、官製談合、随意契約、これを何とかして根絶していかなければいけません。現内閣においては、組織の改廃等に伴い離職せざるを得ない場合を除き、再就職のあっせんは一切行わないということにしています。

また、退職勧奨についても基本的に廃止の方向で検討しております。政府は希望退職制度の導入を検討することとしています。この希望退職制度が導入されるまでの経過的な措置として、各大臣等の任命権の下、組織活力の維持等のために特に必要があり、職員に退職勧奨を行う場合は、再就職のあっせんを一切行わない等この各種再就職

に関する規律等を厳守してまいります。

あつせんだけではなくて、私たち、政権取つてみて実際にどんな天下りがあつたのか。非人件費ポスト、そこで天下りをしてないのか。あるいは連続ポスト、実際にあつせんはないんだけど、連続すること事実上の天下りになっている。今度、六月までに調査をいたしますけれども、人質型、創業型、あるいは持参金型、検査する機関が検査先に有無を言わせず再就職をしている、こういったものについても全部明らかにしてまいります。政治がやる気になればやれるんです。予算の使い切りについても、今年、総務省は一千億の予算をセーブすることができました。

次に、官を開くという言葉の意味についてお尋ねがございました。

官を開くということは、鳩山総理も述べておられるように、官民を超えて社会から有為の人材を登用することができる開かれた国家公務員制度をつくることでございます。国家公務員が国民本位の視点に立ち、地方公務員や各種非営利法人や民間企業など、民間人材とともに豊かな公を支えていくのだという意識を共有するための公務員意識改革を行うことでございます。例えば旅費の精算システム。大きな企業でも一人か二人でやっているところが、この政府、この長い古い政権が続いたために、千人単位でやっているわけです。これで国家がもつけないんです。それを変えてまいります。次に、官民交流の意味についてお尋ねがございました。

公務員が民間企業で働くことの意味は、公務員が公務部門で培ってきた専門的な知識、経験を民間で活用するとともに、他分野での勤務経験を通じて公務員の意識改革を進め、変化の激しい多様な行政ニーズへの公務員の対応能力、これを高めることにあります。民間人が役所で働くことの意味は、民間企業における実務の経験を通じて、コスト削減などの効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者を職務に従事させることにより、行政運営の活性化、これを図ることでございます。一層の人事交流を図ってまいります。

次に、人件費の抑制と定年まで勤務ができる環境の整備の両立についてお尋ねがございました。

人事管理の基本的な考え方として、五つ出させていたいただきました。天下りあつせんは禁止、定年まで勤務する環境の整備、大臣管理の人事権、公務員人件費の抑制、公務員の活力確保の五つの視点が重要だと考えております。あわせて、今日も経済界と合意をいたしましたけれども、霞が関クラウド、電子政府化を思い切り進めます。様々な仕事の無駄をなくするとともに、官民の人事交流を活性化することによって官を開いてまいりたいと思っております。

最後に、公務員総数の削減についてお尋ねがございました。

これだけ厳しい財政赤字を抱えながら去年と同じ人事採用をしている、そんなことはあり得ないんです。私たちは大幅な新規採用についても思い切った案を今回提示をし、各省と今調整をしているところでございます。今後、地方出先機関につ

いて、原則廃止の方針の下、抜本的な改革を行うなど、国家公務員総数の削減に取り組んでまいります。

以上、決意を述べまして、答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣菅直人君登壇、拍手〕

○国務大臣(菅直人君) 姫井議員の方から私に、国家公務員に係る総人件費二割削減の実現のため財政当局としての方針と決意を聞くという御質問をいただきました。

総人件費二割削減についてはマニフェストにもちろん盛り込んだところでありますが、今年の人件費は、前年度に比べて千四百億円減少し五兆一千七百九十五億円となっております。公務員の人件費については、四年間掛けて平成二十五年度までに二割を削減することを目標としております。

これを進めるに当たっては、既に仙谷大臣、原口大臣の方からもお話がありました。一つは、地方分権推進による仕事やお金や人員の地方移管ということが一つ進められることがあると思っております。また、公務員制度改革後、労使交渉を通じた給与改定などについても仙谷大臣から触れられたところであります。

これに加えて、若干私の多少の経験を申し上げますと、財務大臣になった直後に、財務省の中にこうした公務員のいろいろな、何といたしましうか、処遇やあるいは官民交流について、若手の人たちに自発的に集まっていたいてPTをつくり

まして、せんだつて第一弾の中身を公表したところがあります。特に、新しい人が採用されて、ほとんどだんだんと、特にキャリアシステムの人たちは、局長とかなんとかなるときに肩たたきで、最後に事務次官が一人だけ同期で残っていくという、こういうビジネスモデル、私は日本でも霞が関以外では知らないわけがあります。

例えば、多少の知識ではありますけれども、イギリスなどでは若いうちから官民の間でいろんな交流が行われていて、一つのポストが空けば、そのポストに対しては、同じ役所ばかりか他の役所からも民間からも公募で手が挙がつて、そして一定の基準の中で採用されるというルールがあるわけでありまして、そういう点では必ずしも最初から採用した人が最後まで存在するという形にはなっておりません。しかし、残念ながら日本の場合はまだまだ官民の交流というのが言葉ほどは進んでいないというのも実態でありますので、そういうことを進めていくために、そうしたPTなどからの当事者の意見も聞きながら一つのモデルをつくってまいりたいと、このように思っているところです。

そういった、ある意味では霞が関のビジネスモデルそのものを根本から変えることにより、そして効率化することによって、四年程度掛けて二割削減ということについてそれぞれの立場で全力を挙げてまいりたいと、このように考えております。(拍手)

○議長(江田五月君) 岩城光英君。

(岩城光英君登壇、拍手)

○岩城光英君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました内閣提出の国家公務員法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。なお、答弁が不十分な場合には再質問も取り得ますことを申し添えておきます。

さらに、先般、衆議院において本改正案の強行採決が行われたことについて遺憾の意を表します。良識の府である参議院においては、政府・与党に対し慎重審議を強く求めるとともに、我々野党の声にもしっかりと耳を傾けていただくことを強く求めるものであります。

さて、どんなに優れた制度でも、いつまでも効果的に、効率的に機能するものではありません。企業でも、おおむね三十年が一つのサイクルで新しい職種が世に出てくるものです。脱皮できない蛇は滅びるとの言葉もありますが、企業経営の世界では、まさに生き残りを懸けてイノベーションのための不断努力が行われております。同様のことはいかなる組織にも求められ、当然、行政組織もその例外ではありません。行政改革はまさに急務であると考えます。

もちろん、私は、多くの国家公務員が夜遅くまで、土曜、日曜の区別もなく献身的に仕事をしていることを承知しております。平日のみならず、休日にも深夜こうこうと電気がともされているのがそのあかしでもあります。

除庁の問題や農林水産省の事故米問題、防衛省の機密漏えい問題など、看過することのできない重要な問題が露呈しています。結局、組織内によりみがたまり、それを扱う公務員の感覚が麻痺してしまつていたと考えざるを得ません。

本来、なすべきことをなし、なすべからざることはなさずという姿勢があれば起こらないはずであり、不祥事は、倫理観の欠如という心の内面の問題と同時に、組織というシステムに欠陥が生じているということでありましょう。ゆえに、公務員としての矜持を持ち、また、優れた人材がその能力を発揮できるような制度を構築しなければなりません。

今回、鳩山内閣が提出した国家公務員法改正案は、内容的に甚だ不十分であり、昨年、麻生内閣が提出した改正案と比べると大幅に後退しております。

例えば、内閣人事局の問題については、人事院の級別定数等の機能、総務省の機構、定員等の機能、財務省の給与機能の移管等が一切盛り込まれておりません。率直に申し上げて、この度の政府案は、連合なども反対しない骨抜き法案となっており、政治主導や改革とは名ばかりの法案なのであります。官公労に支えられた民主党政権に実効のある公務員制度改革を期待できないことは、国民の多くも感じていることと思います。

そこで、麻生内閣提出の国家公務員法改正案と比較して後退しているという認識はあるのか、仙谷公務員制度改革担当大臣にお伺いいたします。

もしそうした認識がないとすれば、なぜ人事院等の機能について内閣人事局への移管をしなかったのか、お尋ねいたします。

質問の第二は、人事の一元化についてであります。

本法案では、幹部職員人事の内閣一元管理の規定が盛り込まれております。総理大臣から委任を受けた官房長官は、適格性審査を行い幹部候補者の名簿を作成、任命権者は、幹部候補者名簿に記載されている者の中から幹部職員を任用することとなります。また、任命権者は、幹部職員の任免を行う場合は、あらかじめ総理、官房長官に協議する等の仕組みとなっております。新制度の導入で、省庁ごとの縦割り、年功序列の人事が改められ、適材適所の人材登用が図られることを期待したいと思ひます。

しかし、小規模の内閣人事局で千人に上ると見られる人事情報を管理することができるのか、また、政治家が六百人以上の幹部候補者の能力や特性を把握することができるといった指摘も見られます。そこで、こうした指摘に対して仙谷大臣の所見を伺います。

質問の第三は、事務次官の廃止についてであります。

これまで民主党は、事務次官会議を廃止して官僚主導から政治主導へと転換すると主張してまいりました。また、昨年十二月、仙谷大臣は事務次官なんかいなくてもいいと発言をされ、その廃止を検討することを明らかにされておりました。

こうした経緯から、今回の法案には、当然、事務次官の廃止が盛り込まれるものと考えておりました。しかし、この法案において事務次官の廃止の規定は明記されておられません。結局、政治主導といひながら、官僚の反対により断念したのでしょうか。

附則には、議院内閣制の下、国家公務員がその役割をより適切に果たす体制を整備する観点から、事務次官その他の幹部職員の位置付け及び役割について検討するといった検討事項が置かれています。このように結論を先送りしているものの、更に問題なのは、その期限が設定されていない点であります。

そこで、なぜ今回廃止しなかったのか、その経緯について仙谷大臣に伺います。あわせて、いつまでに結論を得るおつもりなのか、お示し願ひます。

また、仙谷大臣は、衆議院の内閣委員会、事務次官を廃止し、事務系副大臣の創設を検討する旨の意向を示されました。しかし、閣内不一致、朝令暮改が当たり前の鳩山政権であるだけに、この言葉を額面どおりに受け取ることはできません。政府としては、事務次官を廃止して事務系副大臣構想を検討するお考えがあるのかどうか、官房長官にお尋ねいたします。

質問の第四は、降任規定についてであります。本法案では、次官、局長、部長は同一の職制上の段階に属するとみなすこととなっております。次官級から局長級等へと事実上の降格になった場

合、数百万円規模の大幅な減給となります。また、現役時代の給与の格差は退職金や年金にも影響してくるのであります。次官級から部長級までを職制上の段階は同じとみなすのは無理があるのではないのでしょうか。仙谷大臣に御見解を伺います。

さらに、通常の人事異動といっても、事実上の降格人事となることから、人事権の濫用には一定の歯止めが必要と考えます。我が党は官公労による違法な政治活動等は厳しく糾弾する立場です。しかし、その一方、先ほど申し上げましたように、多くの国家公務員がまさに夜を日に継いで職務に精励していることも十分存じております。やはり、一政治家の好き嫌いや政治家の責任を部下に押し付ける人事等、余りに恣意的な人事はあってはならないと考えます。そのため、透明性ある具体的な昇格や降格の評価基準を設けるべきだと考えますが、仙谷大臣に明快な答弁を求めます。

質問の第五は、天下り問題についてであります。民主党は、マニフェストに掲げていた天下りあつせんの全面禁止の方針を根底から覆し、日本郵政の役員人事に官僚OBを充てる等、天下り人事を行っております。まさに国民への背信行為であります。こうした人事を正当化するためか、鳩山内閣は、昨年、政務三役や官僚OBのあつせんによる再就職は天下りには該当しないという政府見解を打ち出しました。この見解には多くの批判があつたからだと思いますが、今年の総理の施政方針演説では、裏下りについて監視の目を光らせていくと明言されたのであります。しかし、官僚OBのあつせんによる損保協会副会長人事への対応一つを見ていても、政府がこの問題に真剣に取り組もうとしているとは到底思えないのであります。そこで、政府は裏下りについてどのように対応されているのか、官房長官に伺います。

質問の第六は、民間人材登用・再就職適正化センターなどについてであります。本法案では、官民人材交流センターを廃止し、民間人材登用・再就職適正化センターが設置されます。このセンターでは、昨年、官民人材交流センターにおいて社会保険庁の再就職あつせんを行ったように、組織改廃で離職せざるを得ない職員の新就職のあつせんを行うこととなります。民主党は、官民人材交流センターを天下りバンクと称し、厳しく批判をしております。そのときの発言をもうお忘れでしょうか。今回の民間人材登用・再就職適正化センターも同じ天下りバンクのようなものではないのでしょうか。

長妻大臣が、野党時代、公務員はハローワークで仕事を探せばよいとの主張を展開されておりました。今回の法案は、長妻大臣始め民主党の皆さんが今まで主張してきたものと矛盾しているのではありませんか。これでは、官公労に配慮したものとみなさざるを得ないのであります。

そこで、党として、主張が一変したことをいかに考えか、整合性は取れているのか、仙谷大臣、そして長妻大臣の見解を伺います。また、同

センターのあつせん規定がないと、分限免職をした場合、問題となるのでしょうか。ほかに配置転換の努力をすればよいのではないかと考えますが、仙谷大臣にお尋ねをいたします。

質問の第七は、労働基本権についてであります。本法案の附則九条第二項では、労働基本権付与に向けた検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずる旨の規定が盛り込まれております。しかし、実は、この規定とほぼ同趣旨の

規定が国家公務員制度改革基本法の第十二条に盛り込まれております。なぜ、今回の政府提出法案においても似たような規定を再度盛り込んだのか、仙谷大臣に伺います。あわせて、労働基本権付与に向けた法案の提出の時期やスト権を含めるか否かについて明快な御答弁を求めます。

質問の第八は、総人件費の二割削減についてであります。民主党のマニフェストには、天下りあつせんの禁止、定年まで働ける環境づくり、総人件費の二割削減がうたわれております。総務省は、退職勧奨、新規採用抑制、六十一歳以降の昇給はいずれも行わないという前提で、定年延長をして六十五歳まで勤務するなら二〇二五年度の国家公務員の総人件費が約四千億円増、二割増加するといった試算を明らかにしています。これでは二割減どころか二割増です。ここにも民主党のマニフェストの矛盾が明らかになりました。

また、その手法ですが、国家公務員の人員削減

をしても、その分地方公務員として受け入れるというのでは、トータルでの改革成果が上がったとは決して言えません。鳩山政権は、労組に配慮してだと思いますが、現役の公務員の給与体系には手を付けずに、二十三年度の新規採用者数を半減させようとしております。こうした大幅な新規採用の抑制を行えば、人事バランスがいびつになることなどが考えられます。また、若者だけにしわ寄せをするのはおかしいのではないのでしょうか。そこで、二十三年度の新規採用抑制の方針について官房長官に伺います。

あわせて、法案では総人件費二割削減について全く盛り込まれておりませんが、今後どう取り組むのか、公務員の給与体系の抜本的な改革の道筋も含めてお答え願います。仮に二割削減が実現できないのであれば、マニフェストの撤回を強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣仙谷由人君登壇、拍手〕

○国務大臣(仙谷由人君) 岩城議員から八つ御質問をいただいたというふうに存じております。

まず、麻生内閣提出の公務員法改正案との比較についての御質問でございました。

今回の法案は、公務員制度改革の第一歩であり、新たに設置する内閣人事局におきまして、政治主導により引き続き労働基本権の在り方や定年まで勤務できる環境整備など、公務員制度の全般的かつ抜本的な改革を強力に進めたいと考えております。なお、総務省、人事院等からの機能移管についても、この抜本的な改革の中で検討するこ

とが適當というふうに考えております。

もう少し具体的に申し上げれば、今回は言わば幹部人事でございますので、約三十万人の国家公務員の中である意味で対象となるのは、幹部と言われている方、あるいは幹部の一步手前の方を含めて、六百人、八百人、千人という範囲でしょうか。さらに、その方々を含む課長級といましようか管理職、この方々に間接的に影響の出る、その範囲が三千人でございます。そうすると、二十九万七千人ぐらいの公務員の方々を対象とする公務員制度改革というものがまさにこれらの抜本的な改革として進められなければならない。

その方々を対象とするこの公務員制度改革というのは、当然のことながら、人事院の代償措置をどう扱うのか、反対からいえば労働基本権を付与するのかもしれないのか、付与するとすればどのような付与するのか。そして、その労働組合との交渉の中で勤務条件を決めていくという本来の在り方について、我々がそういう労働人事管理機能を政府の中にちゃんと設定することができののかどうかというまさに問題だというふうに御理解をいただきたいと思います。

第二問目、内閣人事局における人事情報の管理などについてのお尋ねがございました。

人事評価や職務履歴等の人事情報については、事務の効率化に留意しつつ、内閣人事局において適切に管理してまいります。また、内閣人事局が管理する人事に関する情報を基に、内閣総理大

臣、内閣官房長官及び各任命権者が協議の上、適材適所の幹部職員人事を行ってまいるということになっております。

続きまして、今回の法案で事務次官を廃止しなかった経緯と、事務次官の在り方についていつまでに結論を得るのかという御質問がございました。

まず、この法案で事務次官を廃止しなかったのは、同法案による幹部職員の任用に関する新たな制度の創設の趣旨を踏まえて、各省のガバナンス及びマネジメントの在り方と併せて、事務次官の在り方、つまり事務次官がどのような職能でどのような機能を持つてどのような役割を果たすかということについて抜本的に検討していくことが必要であると考えているためであります。

事務次官の在り方について結論を得る時期につきましては、幹部職員の任用に関する新たな制度の施行後の状況等も踏まえつつ、幅広く検討した上で結論を得てまいりたいと考えております。

続きまして、幹部職員人事の弾力化についてお尋ねがございました。

今回の法案におきましては、適材適所の幹部職員人事を柔軟に行えるようにするために、事務次官級、局長級、部長級の官職は同一の職制上の段階に属するとみなして、これらの官職の間の異動を転任とみなしているところでございます。転任された結果、給与の減額を伴う場合もあり得ますが、一般職給与法六条の二の規定に基づき、転任後の官職に応じて定められる号俸に給与が決定さ

れる結果でありまして、同一の職制上の段階に属するとみなすことが合理性を欠くものとは考えておりません。

続きまして、透明性のある具体的な昇格や降格の評価基準を設けるべきではないかとお尋ねがございました。

幹部職員の適格性審査の基本的な進め方は、民間有識者等の意見も伺って、客観的かつ公正な実施の確保に努めてまいります。また、個々の官職への任用に当たりましては、幹部候補者名簿に記載されている者の中から、人事評価等に基づいて、任命しようとする官職についての適性を判断して行うこととされておまして、この適性の判断に当たっては、個々の官職ごとに求められる専門的な知識、技術、経験等の有無を考慮して行われる必要があり、これに反する恣意的な人事はもとより許されないと考えております。

さらに、幹部職員の任免につきましては、内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議が必要となっておりまして、複数の視点によるチェックが働く仕組みとしていくところでございます。これらによりまして、人事の公正性は確保されるものと考えます。

今回の法案は民主党のこれまでの主張と矛盾しているのではないかとお尋ねが、官民人材交流センター等々についてございました。

野党時代には、退職勧奨者も含めた退職者すべてを支援対象とする官民人材交流センターに対して、つまり、あつせんを伴う退職勧奨、退職勧奨

といえは再就職あつせんと裏表、同一であるというふうな退職勧奨、このことについて公務員を特別扱いするものとして批判を行っていたものでございます。

私どもが今回のセンターで行おうと、限定的に行つてもいいというふうに考えておりますのは、民間企業におきまして、整理解雇を行う場合には整理解雇の前に解雇回避努力義務があるというふうにされていることは判例上もほぼ確立されていると言つてもいいのではないのでしょうか。民間人材登用・再就職適正化センターが再就職支援を行うのは、民間の整理解雇に当たる国家公務員法第七十八条第四号に掲げる組織の改廃等による分限免職を余儀なくされる場合のみでありまして、分限免職回避の努力の一環としてセンターが再就職支援を行うことは、国家公務員を特別扱いしているものではないと断言できません。これまでの主張と矛盾するものではないと考えているところでございます。

続きまして、民間人材登用・再就職適正化センターのあつせん規定についてのお尋ねもございました。

民間企業においては、先ほどから申し上げておりますように、整理解雇を行う場合には解雇回避努力義務があるとされております。民間の整理解雇に当たる組織の改廃等による分限免職の場合には、政府も分限免職を回避する努力を行う必要があると考えております。

改廃される組織の職員を配置転換し行政部内で

活用することは分限免職回避のための必要な方策と考えておりますが、本人の能力の有効活用や人件費の削減という観点からは、職員を行政の中に抱え込むのではなく、民間において能力、経験を活用することが可能な者には離職し再就職してもらう場合もあり得ると考えております。このため、組織の改廃等に伴う離職者に対して、民間人材登用・再就職適正化センターが再就職支援を行うこととしているものであります。

さらに、今回、政府提出法案における労働基本権の付与に向けた検討事項等、労働基本権付与に関する法案についてのお尋ねがございました。

基本法に規定された国民に開かれた自律的労使関係制度を措置する際には、基本法により設置される内閣人事局その他の関係行政機関の事務の在り方についての検討が当然必要となります。そのため、基本法の附則においてこれを明確にしたところでございます。

また、労働基本権の在り方につきましては、今後、基本法により設置される内閣人事局におきまして、政治主導の下、更に具体的な検討を進め、その付与に関する法案を、基本法第四条の規定を踏まえ、施行後三年以内、つまり平成二十三年六月までに提出できるよう努力してまいりたい所存でございます。

なお、争議権の付与につきましては、現業、非現業の別や職種別によってどう考えるのか、労働争議の解決の在り方を制度としてどのように仕組んでいくのかという点につきましても検討が必要

と考えております。いずれにしても、争議権を付与することによって国民の利益に多大な影響を及ぼす可能性もあり得ることから、慎重の上にも慎重に、しかしながら議論はしっかり行うべきだと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣平野博文君登壇、拍手)

○国務大臣(平野博文君) 岩城議員から三点の御質問をちょうだいいたしました。

まず、事務次官の廃止と事務系副大臣の創設についてのお尋ねでございます。

事務次官の在り方につきましては、先ほど仙谷大臣からの御答弁にも触れておりますが、国家公務員法等のこの法律案の附則に明記しておりますが、幹部職人事の内閣一元管理など幹部職の任用に関する新たな制度の創設の中で、この趣旨を踏まえつつ、要は政府のガバナンス及びマネジメントの観点から幅広く検討をまいりたい、このように考えているところでございます。

二点目の裏下りの対応についての御質問でございます。

この意味は、同一府省庁出身者が何代にもわたって特定の団体等のポストに再就職しているこの実態について、今、総務省におきましては、所管関係、国からの金銭の交付、退職理由等も含め、今年の四月から今調査を開始しております。今年六月を目途に取りまとめをし、公開をする予定でございます。

また、裏下りにつきましては、一般的に定義さ

れているものではありませんが、事実上の天下りあつせん慣行があるようでないかと、こういう疑念を抱かせるような退職した公務員の再就職がこれに該当するものと私も考えており、水面下で各府省職員に情報提供等の疑いがあるような再就職事案につきましては、基本法により新設をいたします再就職等監視・適正化委員会において厳正に対処することといたしておりますのでござい

体的な削減方法、スケジュールにつきましては今後検討をしていくものとしたしております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣長妻昭君登壇、拍手)

○国務大臣(長妻昭君) 岩城議員にお答えをいたします。

今回の法案は、民主党のこれまでの主張と矛盾しているのではないかとのお尋ねがございました。

自民党政権が設置した官民人材交流センターにおいては、勲奨退職者も含め、希望するすべての公務員の再就職あつせんを行っております。このような実態をとらえ、私も国家公務員を特別扱いする官民人材交流センターを天下りバンクと強く批判したわけでございます。

三点目でございます。新規採用抑制及び総人件費二割の削減についての御質問でございます。

厳しい財政状況下の公務員の人件費抑制の必要性、また天下りの根絶、一方、定年まで勤務できる環境整備、この必要性を考えますと、平成二十三年度の国家公務員の新規採用につきましては厳しい抑制が必要であると考えます。こういう観点で、新規採用抑制の方針につきましては近く閣議決定をしたいと考えております。

これに対し、基本法における民間人材登用・再就職適正化センターでは、組織改廃時における分限免職に限って国家公務員の再就職あつせんを行うものであり、こうした場合を除き再就職あつせんは行わないこととしております。

公務員の分限免職は民間の会社都合による解雇に当たり、その場合は、民間にも新しい職をあつせんしなければならないなどの解雇回避義務が課せられるわけでございます。何も国家公務員を特別扱いするものではありません。組織改廃に伴う分限回避義務を怠れば、政府の法的責任が問われかねないと思っております。

民主党マニフェストに示されました国家公務員の総人件費二割というこの目標につきましては、いろいろな方法を、手法を考えていきたいと思っております。特に、一つには地方移管、各種手当、退職等の水準、定員の見直し、労使交渉を通じて給与改定をいたす等々含めて、四年間掛けて達成できるように考えているところでございます。具

したがって、分限免職に限って国家公務員の再就職あつせんをして分限回避努力義務を果たすた

めの民間人材登用・再就職適正化センターは、これまで主張と矛盾するものではございません。私が厚生労働省に来てから、天下り団体への補助金削減や平成二十一年度一次補正の執行停止などで約一・二兆円を捻出したしました。今年四月には、厚生労働省所管の独立行政法人における役員公募においては、天下りが占めていた十二の役員ポストについて天下りをゼロにいたしました。これからも税金浪費の温床である天下り問題については厳しく取り組んでまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) 山下栄一君。

(山下栄一君登壇、拍手)

○山下栄一君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました法律案について、政府並びに法案発議者に質問いたします。

平成二十年に成立した国家公務員制度改革基本法第五条で、政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化しと規定されております。今回の法改正はこの政治主導による人事行政を具体化する法案と考えますが、いかがでしょうか。

官僚主導人事も問題ですが、政治主導人事も危ういねとの疑念が高まっております。国会議員を含み、すべて公務員は国民の全体の奉仕者であり、公共の利益のためにのみ働かなければならないと。しかし、政治主導の行き過ぎはこれに反する結果を招くこととなります。例えば与野党の合意なきいわゆる国会改革関連法案の提出は、政治主導という名の国会破壊の暴挙です。

そもそも政治主導人事とは何か。政治主導とは、内閣主導なのか総理主導なのか、それとも党主導なのか、お答えください。政治主導の名の下に、政権政党の党利党略優先人事にならないのか。一般職公務員が、国民奉仕ではなく政権政党奉仕にならないのか、この疑念を払拭できるのか。以上、官房長官の答弁を求めます。

次に、現行の国家公務員法の基本認識についてお聞きいたします。

行政の人事は権力の発動そのものであり、公務組織の人事のいかんは国民生活に多大な影響を与えます。昭和二十二年に成立したこの法律は、公正な人事行政を担保するための人事行政基本法の性格を有すると思いますが、官房長官の御認識を伺いたい。

この観点から、国家公務員法では、第一章総則に続き、第二章中央人事行政機関という構成になっております。中央人事行政機関は人事院と内閣府の長たる総理大臣と考えますが、今回の法改正でこの位置付けに変化はあるのか、いかがでしょうか。

現政権は人事院の役割をどのように認識しておられるのか、お聞きしたい。

平成十八年の内閣法制局の阪田長官及び当時の安倍官房長官の答弁、すなわち人事院制度は憲法の要請であるとの見解を現政権は変えるのか変えないのか。以上、官房長官の答弁を求めます。

再就職、いわゆる天下り規制について仙谷大臣に質問いたします。

天下りという言葉は明治憲法下の天皇の官吏の発想の名残であり、国民主権の理念に反するものであります。今回の改正案は、民主党が野党時代に国会提出したいいわゆる天下り根絶法案に反する内容となっております。早期退職勧奨禁止規定をなぜ導入しなかったのか。早期退職勧奨こそ天下りの温床であると考えますが、明快な答弁を求めます。

いわゆる事前規制が天下り根絶のポイントではなかったのか。なぜ与党になって事前規制の復活強化規定を撤回したのか。規制の対象を、いわゆる営利企業だけではなく独立行政法人や行政委託型公益法人に拡大することが必要ではないか。御答弁ください。

再就職、天下りあつせんは、総理陣頭指揮の再就職援助を含め、丸ごと必要がないのではないのか。職員によるあつせん行為の罰則規定こそ導入すべきではないですか。そもそも行政府だけ再就職支援を丁寧に行つて立法府や司法府の職員にしないのは、法の下の平等に反するのではないのか。以上、御答弁ください。

行為規制の実効性は、監視委員会をつくつてできるようなものではありません。アメリカのように、公務員の内部告発を機能させること、情報公開を促進することの方が実効性があると考えますが、お答えいただきたい。

以上の観点から、公明党は、国民が求める天下り根絶のために衆議院に修正案を提出いたしました。野党時代の民主党案とその思いを共有する

ものであります。公明党案に政府・民主党は賛成すべきと考えますが、仙谷大臣の御所見を伺いたい。あわせて、自民党案で天下り根絶ができるのか、発議者にお伺いいたします。

官房長官にお聞きいたします。

日本郵政の社長、副社長人事を含め、内閣任命による再就職人事は、天下りあつせんそのものであります。内閣任命人事であれば天下り人事は許されると考えておられるのか、伺いたい。

公務員の人件費の抑制は大きな政治課題であります。総人件費抑制を図りつつ、定年制の完全実施及び定年制延長を実現するため、給与構造の見直しを行うべきと考えます。

人件費関連四法、すなわち職員給与法、退職手当法、共済組合法そして定員法をセットで見直すことが必要であると考えますが、お答えいただきたい。

役職定年制導入、指定職俸給表の見直し、専門スタッフ職俸給表の見直し及び対象を事務次官まで拡大する必要性についてどう考えておられるか、御答弁ください。

財務省でまとめている公務員人件費総額約五兆円の中には、非常勤職員約十四万人の人件費が入っております。また、人件費ではなく物件費の中に入り込んでいる実質人件費もある。全く不透明であります。公務員の人件費の定義並びに人にかかわるコストの総額を国民に分かりやすく示すべきと考えます。官房長官並びに財務大臣の明快な答弁を求めます。

自民党にもお伺いいたします。人件費の抑制策について発議者にお伺いいたします。

幹部職員の人事の一元化について、仙谷大臣に質問いたします。

人事の弾力化措置として、事務次官、局長、部長を同格とするみなし規定を削除すべきであります。なぜなら、同格としながら給与は歴然と差があり、指揮命令はそのままでは、法律の諸規定を誠実に執行することは到底不可能であります。組織破壊であり、大臣におもねる風土を醸成することになるのではないかと、答弁を求めます。

次に、政治主導の名の下に、情実人事等、不正な人事をいかに排するかの観点が改正案にはありません。最も大事な公正性を担保するための制度を提案したい。大事なものは、幹部職員の適格性審査の手続や、幹部候補者名簿作成にかかわる政令制定、審査過程への第三者機関の関与の制度化であります。仙谷大臣、いかがでしょうか。

統治機構は国民の血税によって支えられております。しかし、公金管理の重みと責任の自覚が、我々国会議員を含め、公務員全般に弱いように考えます。我が党は自民党とともに、この公務員の公金管理の根本意識の転換と責任追及のため、公務員等の不正経理防止法案の三度目の国会提出、さらに公明党独自に会計法の改正を準備しております。

前者は、虚偽の請求書、領収書等を作成することによる裏金づくりを処罰する刑法の特別法であります。

ります。会計検査院は毎年のように公的セクターの裏金の不正経理を指摘しており、この犯罪的行為はとどまることを知りません。会計法は、不正経理防止法にも関連いたしますが、公的機関による公金管理の根本法ともいえるべき会計法が訓示的規定の認識しかなく、違反しても法律違反の自覚が役所にはありません。法律そのもののコンプレックスを育てよう改正したい。この二つの立法提案に対する財務大臣の見解を伺いたい。

最後に、国家公務員法の魂の規定ともいえるべき同法第一条の目的規定の見直しを提案したい。行政の現場では、非民主的人事慣行であるキャリアシステムや天下り等、戦前からの官イコール公イコール国家という体質が蔓延しており、結果として第一条の目的の達成が妨げられております。しかし、マスコミを含む国民の多くは、この自覚、認識が弱いように私は思います。

そこで、公務員法第一条の目的規定、そして第九十六条、公務員の服務の根本基準の規定に国民主権の理念を高らかにうたうことを提案したい。そもそも、官僚内閣制を克服できなかったことが政権交代を促した最大の要因であったわけであり、そして、政権交代とはまさに国民主権の爆発ともいえるべきものでありますから、その魂を明確にしておくことは何よりも重要であると考えます。

仙谷大臣の御見解をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

ります。

〔国務大臣仙谷由人君登壇、拍手〕
○国務大臣(仙谷由人君) 山下議員から九つの御質問をいただきました。

まずは、早期退職勧奨についてのお尋ねでございます。

鳩山内閣におきましては、天下り、わたりのあつせんを根絶することといたしております。あつせんを伴う退職勧奨は、組織の改廃等に伴い離職せざるを得ない場合を除いて既に禁止しているところでございます。その他の退職勧奨については、現在、退職管理基本方針の中でその取扱いについて検討が進められているところでございます。

次に、今回の法案に事前規制が含まれていない、再就職についての事前規制が含まれていないことについてのお尋ねがございました。

平成十九年の国家公務員法改正により、再就職の規制は事前規制から行為規制に転換が図られたものと承知しております。また、事前規制は退職後の一定期間の再就職を規制するものでありますけれども、規制期間を過ぎた再就職でも、例えば公務員OBのわたりなど、国民の疑念を抱かせる再就職があります。

このようなことから、現内閣においては、府省庁によるあつせんの禁止、水面下で府省庁職員による情報提供等の疑いがあるような再就職事案につきましては、新設する再就職等監視・適正化委員会において厳正に対処する、閣議決定に基づいて、

て、国家公務員出身者が役員等に在籍する公益法人の徹底的な見直し並びに独立行政法人の役員ポストの公募及び独立行政法人自体の抜本的な見直し等の措置を総合的に講ずることによりまして、天下り問題に対処することといたしております。

続きまして、再就職支援の必要性及び行政の職員だけに再就職支援を行うことに関してのお尋ねがございました。

改正後の国家公務員法では、内閣総理大臣は、組織の改廃等によって離職を余儀なくされることとなる職員に限り再就職支援を行うこととしていくところであり、民間企業において整理解雇を行う場合には、解雇を回避する努力義務があることとされているところであります。組織の改廃等による分限免職は民間の整理解雇に当たることから、分限免職回避の努力の一環として再就職支援に関する規定を設けることは必要と考えております。

また、国会職員につきましては、再就職あつせんを含め、再就職規制に関する規制が一切現在ございません。ということは、法律的には自由であるということでありましょう。裁判所職員については、基本的に国家公務員法の再就職規制を準用をいたしております。このように、それぞれの人事制度全体の中で再就職支援について定められているところでございまして、行政府が国会の職員について、裁判所の職員について介入するということはむしろ問題があるのではないかとこのように

考えておりまして、法の下の平等に反するという御指摘は少々当たらないのではないかと私は考えております。

あつせん行為に対する罰則規定についてのお尋ねがございました。

過去におきまして再就職のあつせんが組織的に行われていたことを踏まえると、個人に対する刑事罰を拡大することが問題の解決のために不可欠で適切な措置なのかは疑問がございます。刑事罰については、罰則以外の手段をもって本当に対応することができないのか、問題となるあつせんの抑止に真に不可欠で適切なのかといった点を規制の運用状況も踏まえて十分に検討し、慎重に対応する必要があると考えておるところでございます。

五つ目でございますが、内部通報による行為規制の実効性の確保についてのお尋ねでございます。

再就職に関する行為規制の実効性を確保するためには、御指摘のように、監視機関の設立のみで足りるものではありません。内部通報を含め、広く違反等の疑いのある事案に関する情報提供を求めることが重要であると考えています。規制の実効性を高めるために実際の運用の中で適切に対処し、その際、内部通報者の保護について十分留意してまいりたいと考えております。

現に今、行政刷新会議の中には、国民の声、職員の声という、ある種の政策提言をして不正行為

の告発、これを受け付ける機能を持つておりますけれども、その問題提起をされた方の人権といましようか処遇を守りながら、有効にその情報を生かしていることを申し添えたいと思います。

それから次に、天下り根絶に関しまして、公明党さんが衆議院に提出された修正案を採用すべきとの考えについてお尋ねをいただいております。

現内閣は、一般的な離職者に対する再就職の援助は一切行わないことにしております。これによつて、問題とされる退職公務員の再就職あつせんをめぐる状況は大幅に現時点でも変化しております。また、平成十九年の国公法改正によりまして、再就職規制は事前規制から行為規制に転換が図られたと、こう考えております。

こうしたことを踏まえて、現在施行されているあつせん規制等に関する違反行為又は脱法的行為を厳格に監視し、規制の実効性を高めるという考え方に立つて、今回の法案を提出しているものでございます。天下り問題への対応としては、私も政府提出法案が適切と考えております。どうか御理解をいただきたいと考えております。

次に、幹部職員人事の弾力化についてのお尋ねがございました。

今回の法案におきましては、官邸主導で適材適所の人事を柔軟に行えるようにするため、事務次官級、局長級、部長級の官職を同一の職制上の段階に属するとみなして、これらの官職の間の異動を転任とする幹部職員人事の弾力化の仕組みを導

入しているところでございます。

今回の法案におきまして、幹部職員人事の弾力化のほか、幹部職員人事の一元管理の仕組みを規定し、内閣総理大臣、内閣官房長官及び任命権者が幹部職員の仕事について責任を負う体制を確立するとともに、適正に人事が行われるよう配慮しているところでございます。

こうした仕組みによりまして、人事の公正を確保しつつ、官邸主導で適材適所の人事を柔軟に行えることができると考えておりまして、御提案のような規定を盛り込む必要はないと考えているところでございます。

続きまして、適格性審査等への第三者機関の関与の制度化についてのお尋ねがございました。

適格性審査は、部長級以上の幹部職が職務を遂行する上で共通に必要とされる能力の有無を判断するものでございます。この適格性審査は客観的かつ公正に行われることが必要と考えておりまして、基本的な進め方につきましては民間有識者等の意見も聴くこととしております。具体的な審査については、例えば人事評価、職務履歴等に関する情報あるいは書類や面接の結果を基に、必要に応じて民間有識者等から意見も伺いながら審査を行うことを想定いたしております。

また、幹部候補者名簿は適格性審査の合格者について作成することとされておまして、名簿の作成段階で別途の判断がなされることはないというところでありますから、特段、公正性の確保につ

いての問題は生じないと考えております。したがつて、御提案のような第三者機関を関与させる必要はないと考えているところでございます。さらに、国民主権の理念を国家公務員法に明記すべきというお尋ねがございました。

日本国憲法の国民主権の理念は、御存じのとおり憲法第十五条第二項で、すべての公務員は全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないと具体化されているところであります。これを受けまして、国家公務員法は、第一条一項で、国民に対し、公務の民主的かつ能率的な運営を保障することを目的とすると規定するとともに、第九十六条一項で、服務の根本基準として、すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定しているところであります。

国民主権の理念は既に国家公務員法の中に含まれているものと考えておりますが、先生の御議論のように、より鮮明に国民主権の理念を国家公務員法上の中に規定する、あるいは国家公務員の本質的な存在が国民に感謝され喜ばれるように公務を遂行するというふうな観点での御議論を委員会とさせていた、ただたらとと考えております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣平野博文君登壇、拍手)

○国務大臣(平野博文君) 山下議員に地元のよしみでたくさん御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず第一点でございますが、この法案における政治主導による人事行政を具体化する法案であるかとお尋ねでございました。

今回の法案は、社会、経済の変化に対応し、複雑多様化する行政課題に迅速かつ果敢に取り組み、省益を超えた国民本位の行政を実現するために、幹部職員の人事の一元化の仕組みを導入したい、官邸主導で適材適所の人材配置を行うこととする法案でございます。

二点目は、政治主導の人事についてのお尋ねでございますが、今回の法案は一元管理、こういうことでございます。したがって、官邸主導、こういうことでの部分ではありますが、幹部職員の適格性審査におきましては、本府省の部長級以上の幹部職が職務を遂行する上で共通に必要とされる能力の有無を判断するものであり、その基本的な進め方については有識者の意見も伺い、客観的かつ公正な実施の確保に努めてまいる所存でございます。

また、個々の官職への任用に当たりましては、幹部候補者名簿に記載されている者の中から、人事評価等に基づき、任命しようとする官職についての適性を判断して行うものと考えておるところでございます。

国家公務員法の性格についての御質問でございます。

議員御指摘の人事行政基本法の意味するところは十分私も承知をいたしておりますが、国家公

務員法の目的は、その第一条に定めるとおり、国家公務員について適用すべき根本基準を確立することを通じて、国民に対して公務の民主的かつ効率的な運営を保障することであると承知をいたしているところでございます。

中央人事行政機関の位置付け及び今回の法改正における変化についてのお尋ねでございました。

現行国家公務員法においては、中央人事行政機関としては人事院と内閣総理大臣が位置付けられているところでございますが、今回の法案においてはこの人事院と内閣総理大臣の位置付けは変更はいたしておりません。

人事院の役割についてのお尋ねでございます。

平成二十年六月の参議院の内閣委員会において、山下議員からの質問に対する法制局長官の答弁どおり、現行の国家公務員法においては、人事行政の公正を確保するための立法政策としての独立性の高い第三者機関としての人事院の制度を採用しているものと認識をいたしているところでございます。

内閣任命人事と天下りの関係についての御質問でございます。

内閣任命人事は、国の行政機関等の重要なポストについて、任命権者である内閣が適材適所という考え方から能力のある人材を登用するものであります。いわゆる任命行為は内閣や大臣等が法令に基づき国の行政機関等のポストに特定の者を就

任させる行為であり、任命の対象とならない企業、団体等のポストに公務員OBを就任させるために相手方に対して情報提供や依頼等を行う天下りのあつせんとは全く性質の違うものでございます。今後とも、内閣任命人事につきましては最適任者を選任するように努めてまいる所存でございます。

に置きつつ、高位の専門スタッフや高齢職員の給与抑制を可能とする制度の整備、役職定年制の導入の扱いなどについても検討を進めていく決意でございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣菅直人君登壇、拍手〕

総人件費の抑制につきましてお尋ねございました。

〇国務大臣(菅直人君) 山下議員の方から、第一点としては、公務員の人件費の定義並びに人にかかわるコスト総額が分かりにくいので、分かりやすく示すべきと考えるけれどもいかがかという御質問をいただきました。

総人件費の抑制につきましては、給与体系の見直し等々必要であり、関係法令の改正を行う必要があります。その手順として、今回の法案に続く改革として、公務員の労働基本権の在り方を含む公務員制度の抜本的な改革を加速していく必要がある

たしか、山下議員からは参議院の決算委員会の方でもこういった質問をいただいておりますが、私も少しずつ調べておりますが、確かに非常に分かりにくい構造になっていると思います。

最後に、人件費のコストについては、国民に透明性を、もちろん、議員の御指摘のとおり、そのことを踏まえながら、定年制等についてのお尋ねがございました。

私なりに理解したところを申し上げますと、いわゆる国家公務員の人件費と言われるものは五兆一千七百九十五億で、前年度千四百億円減となっております。これは常勤の国家公務員の雇用に必要となる経費であります。それに対して、もう一つ、国の総人件費という表現で言われるものが、これは七兆五千六百五十億、前年度でマイナス千八百二十九億となっております。

鳩山内閣におきましては、定年まで勤務できる環境の整備について検討を進めてまいります。将来的には雇用と年金の接続の観点から、民間における導入状況を踏まえながら、定年延長の取扱いについても検討を行うことと考えています。これらの検討に際しては、総人件費の抑制を当然念頭

この国の総人件費は、先ほど申し上げた国家公務員の人件費に加えて、私たち議員の歳費とかあるいは駐留軍等労務者特別協定給与とか義務教育費国庫負担金などが含まれておりまして、それが総額として七兆五千六百五十億円になり、この中に、御指摘のように、審議会委員の手当等の非常

勤の国家公務員に係る経費七百六十五億円が含まれているとあります。

さらには、これらの人件費として計上しているもののほかに、アルバイトに係る費用など単純労働に従事する職員等については物件費として計上されているものがあり、二十二年度当初予算では千二百三十九億円となっております。

なお、非常勤の職員に係る経費は、先ほど申し上げた総人件費に入っている七百六十五億円と物件費で計上されているもの千二百三十九億円の合計で二千五億円となっております。私も改めて見て、この二千五億円の中に私たち議員の歳費も非常勤職員に係る経費という形で計上されているのを見て、若干驚いたところでもあります。できるだけ国民の皆さんにも分かりやすい形で表現していくようにこれからも努力をしていきたいと思っております。

第二点については、公明党として提案をされている公務員等の不正経理防止法案及び会計法改正案に対する見解いかんということの質問であります。

公務員等の不正経理の防止の徹底を図ることは大変重要な課題であると認識いたしているところであり、提出をいただいております不正経理防止法案については、政府としても、不正経理に対する罰則の在り方など、関係機関において十分かつ慎重に検討する必要があると、このように考えているところであります。たしかこの法案で

は、独法に關しても対象にするといったような形で大変意欲的な法案になっているという認識を持っており、十分検討させていただきたいと思ひます。

また、会計法改正案については、その内容がまだ定かではありませんが、予算の適正な執行の確保に当たっては、予算執行調査や会計検査院による検査を通じた予算編成・執行への反映、各府省による随意契約の見直しなど種々対応してきているところであり、予算が国民の税金等により賄われていることを踏まえ、今後とも制度面の課題も含め十分な検討をしていきたい、この法案がまた内容が定かになりましたら十分検討をさせていただきます、このように思っております。

以上です。(拍手)

(秋元司君登壇、拍手)

○秋元司君 山下議員にお答えいたします。山下議員からは二問の質問をいただきました。

まず、自民党案で天下りの根絶ができるかについてのお尋ねでありましたが、我々自民党は天下り根絶のため、平成十九年の国家公務員法改正で定められたあつせん禁止、求職活動の規制、働きかけ規制を厳格に執行することが重要であると考えています。

その上で、今後、分限免職時にも官民人材交流センターを廃止をする、そして、これはこれまで民主党も政権獲得前は、センターの活用じゃなくハローワークの活用と主張されていたと記憶して

おります。また、あつせん禁止違反には刑事罰を導入することとしており、これは現在、裏下りも行われている、そういった疑いがありますので、こういったことが行われないようにするための措置であると考えます。先ほど仙谷大臣から個人を縛ることはどうかという言葉がありましたけれども、やはり個人を縛ることが組織的関与を防ぐ、こういったことにつながっていく、そのように思っております。

また、役所は特殊な世界で、いったん公務員になった人は役所ではしか通用しない、また逆に民間の人は役所のことは分からない、こういったような官民の垣根を解消し、人材が行ったり来たりしやすくすることが重要であります。公務員が若いうちに官民人材交流で民間の経験を積み、退職時に天下りでなく市場価格で再就職できるようにするはずであります。これが我々自民党の天下り根絶に対する対処策であります。

次に、自民党案における公務員人件費の抑制策についてのお尋ねがありました。財政健全化のためには、公務員人事費の抑制が極めて重要な課題であります。人件費の抑制のための方法は、公務員の人数を減らすか給与を下げるか、どちらかであり、これまでの政府側の答弁を聞いてみると、政府は公務員について、定年まで勤められるようにする一方で、給与には一切手を付けないように思われます。これでは人件費が増えるのは当たり前ではないですか。結局、これまで人件費

が増えざるを得ないことを理由に、退職勧奨をやらざるを得ないという方針転換をしているように聞こえます。

自民党案では、給与の抜本改革を年内に行うことを規定しております。

まず、一般職の給与体系についてですが、能力・実績主義に応じた処遇の徹底、高齢職員の給与の抑制を図り、より弾力的な降給等ができるよう、民間の賃金の在り方を参考に年内中に抜本的な見直しを行い、法制上の措置を講ずることとしております。

次に、幹部職の給与体系についてですが、幹部国家公務員法の下で、幹部職は特別職として一般職とは別体系にするともに、政府は、幹部職員の給与、退職手当について、法施行後六か月以内に任命者が行政の遂行を最大限に効果的に行う観点から弾力的に運用することができるとする制度とすること、及び民間における給与、退職手当の制度を参考とすること等を原則として法制上の措置を講ずることとしております。

さらに、内閣人事局に総人件費管理機能を持たせ、徹底した人件費の抑制を推進することとしております。

以上です。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員
長田中直紀君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田中直紀君登壇、拍手〕

○田中直紀君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、バミューダとの租税協定は、我が国とバミューダとの間で脱税及び租税回避行為を防止するとともに、両国間の人的交流を促進するため、租税に関する情報交換の枠組み及び課税権の配分等について定めるものであります。

次に、クウェートとの租税条約は、我が国とク

ウェートとの間で課税権を調整するものであり、所得に対する租税の二重課税の回避及び脱税の防止並びに配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等について定めるものであります。

次に、カザフスタンとの原子力協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とカザフスタンとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和目的利用等について定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、租税に関する情報交換の効果的実施の確保、クウェートとの間の投資所得に係る源泉地国課税の軽減効果と同国からの投資に与える影響、カザフスタンに対する原子力関連技術の協力方針、我が国とインドとの原子力協力の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員よりクウェートとの租税条約及びカザフスタンとの原子力協定に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、バミューダとの租税協定は全会一致をもって、クウェートとの租税条約及びカザフスタンとの原子力協定はいずれも多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

まず、日程第一の条約の採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百六

賛成

二百六

反対

〇

よって、本件は全会一致をもって承認すること
に決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、日程第二及び第三の

条約を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百六

賛成 百九十九

反対 七

よって、両件は承認することに決しました。

(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第四 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員
長小川敏夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

○小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、木材の適切な供給及び利用の確保による林業の発展を通して、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針を定めるとともに、公共建築物を整備するため使用する木材の適切な供給手法の確立に関する措置等を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきましては、目的及び国の責

務に関する規定を改めるとともに、公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策に関する規定を追加するなどの修正が行われました。

委員会におきましては、政府及び衆議院修正案提出者に対し、森林・林業の再生に向けた人材育成への取組、本法律案による木材自給率向上への効果、森林境界の明確化に向けた取組の必要性、木造建築物に係る建築基準法の在り方に関する検討方向、国産材の利用拡大による環境問題と地域経済への貢献等について質疑が行われました。

また、喫緊の課題である口蹄疫問題に対する政府の対応等についても質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百六

賛成

二百六

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

正午散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長	議員
江田 五月君	山東 昭子君	山本 博司君

金子 洋一君	山内 徳信君
谷合 正明君	西田 実仁君
植松恵美子君	風間 直樹君
浮島とも子君	鰐淵 洋子君
横峯 良郎君	又市 征治君
浜田 昌良君	轟木 利治君
山本 香苗君	澤 雄二君
広田 一君	淵上 貞雄君
渡辺 孝男君	蓮 舫君
	加藤 修一君

弘友 和夫君	魚住裕一郎君
福島みずほ君	加藤 敏幸君
鈴木 陽悦君	喜納 昌吉君
松 あきら君	荒木 清寛君
山下 栄一君	風間 昶君
松井 孝治君	大塚 耕平君
辻 泰弘君	平野 達男君
浜四津敏子君	草川 昭三君
山口那津男君	白浜 一良君
木庭健太郎君	家西 悟君
工藤堅太郎君	吉川 沙織君
土田 博和君	平山 誠君
外山 斎君	友近 聡朗君
舟山 康江君	大久保潔重君
米長 晴信君	行田 邦子君
金子 恵美君	牧山ひろえ君
姫井由美子君	武内 則男君
谷岡 郁子君	大河原雅子君
藤原 良信君	相原久美子君
藤末 健三君	尾立 源幸君
前川 清成君	島田智哉子君
大久保 勉君	白 眞勲君
那谷屋正義君	足立 信也君
柳澤 光美君	小林 正夫君
大石 尚子君	今野 東君
中村 哲治君	森 ゆうこ君
神本美恵子君	山根 隆治君
谷 博之君	広野ただし君
高橋 千秋君	増子 輝彦君

櫻井 充君	羽田雄一郎君
峰崎 直樹君	北澤 俊美君
築瀬 進君	柳田 稔君
円 より子君	広中和歌子君
山下八洲夫君	高嶋 良充君
奥石 東君	平田 健二君
梅村 聡君	平山 幸司君
松浦 大悟君	中谷 智司君
森田 高君	川合 孝典君
徳永 久志君	水戸 将史君
大島九州男君	川崎 稔君
亀井亜紀子君	加賀谷 健君
藤谷 光信君	川上 義博君
林 久美子君	室井 邦彦君
長谷川憲正君	藤本 祐司君
水岡 俊一君	犬塚 直史君
津田弥太郎君	松岡 徹君
芝 博一君	主濱 了君
松野 信夫君	佐藤 公治君
シルン マルテ君	藤田 幸久君
榛葉賀津也君	岩本 司君
鈴木 寛君	自見庄三郎君
池口 修次君	一川 保夫君
木俣 佳文君	内藤 正光君
福山 哲郎君	郡司 彰君
小川 敏夫君	亀井 郁夫君
西岡 武夫君	藤原 正司君
佐藤 泰介君	岡崎トミ子君
千葉 景子君	大石 正光君

田中 直紀君	田名部匡省君	中川 雅治君	渡辺 秀央君
石井 一君	川田 龍平君	舛添 要一君	小池 晃君
義家 弘介君	松田 岩夫君	市田 忠義君	加治屋義人君
糸数 慶子君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	世耕 弘成君
古川 俊治君	森 まさこ君	岩城 光英君	加納 時男君
中山 恭子君	丸山 和也君	谷川 秀善君	佐藤 昭郎君
山田 俊男君	佐藤 信秋君	泉 信也君	松村 龍二君
磯崎 陽輔君	石井みどり君	南野知恵子君	橋本 聖子君
松下 新平君	秋元 司君	岩永 浩美君	木村 仁君
川口 順子君	荻原 健司君	発 議 者	秋元 司君
岡田 直樹君	山谷えり子君	国務大臣	
岡田 広君	関口 昌一君	財務大臣	菅 直人君
河合 常則君	北川イツセイ君	総務大臣	原口 一博君
中村 博彦君	水落 敏栄君	外務大臣	岡田 克也君
有村 治子君	愛知 治郎君	厚生労働大臣	長妻 昭君
松山 政司君	吉田 博美君	農林水産大臣	赤松 広隆君
衛藤 晟一君	伊達 忠一君	国務大臣 (内閣官房長官)	平野 博文君
鈴木 政二君	中曾根弘文君	国務大臣	仙谷 由人君
鴻池 祥肇君	浅野 勝人君	副大臣	
林 芳正君	尾辻 秀久君	内閣府副大臣	大島 敦君
中川 義雄君	山下 芳生君		
藤井 孝男君	山内 俊夫君		
紙 智子君	西田 昌司君		
牧野たかお君	佐藤 正久君		
荒井 広幸君	仁比 聡平君		
岸 信夫君	山本 順三君		
矢野 哲朗君	大門美紀史君		
井上 哲士君	石井 準一君		
二之湯 智君	小泉 昭男君		

議長 中川 雅治君

副議長 舛添 要一君

総務委員 市田 忠義君

外務大臣 岡田 克也君

厚生労働大臣 長妻 昭君

農林水産大臣 赤松 広隆君

国務大臣 (内閣官房長官) 平野 博文君

国務大臣 仙谷 由人君

内閣府副大臣 大島 敦君

議長 渡辺 秀央君

副議長 小池 晃君

総務委員 加治屋義人君

外務大臣 世耕 弘成君

厚生労働大臣 加納 時男君

農林水産大臣 佐藤 昭郎君

国務大臣 松村 龍二君

国務大臣 橋本 聖子君

国務大臣 木村 仁君

国務大臣 秋元 司君

国務大臣 菅 直人君

国務大臣 原口 一博君

国務大臣 岡田 克也君

国務大臣 長妻 昭君

国務大臣 赤松 広隆君

国務大臣 平野 博文君

国務大臣 仙谷 由人君

内閣府副大臣 大島 敦君

議長 渡辺 秀央君

副議長 小池 晃君

総務委員 加治屋義人君

外務大臣 世耕 弘成君

厚生労働大臣 加納 時男君

農林水産大臣 佐藤 昭郎君

国務大臣 松村 龍二君

国務大臣 橋本 聖子君

国務大臣 木村 仁君

国務大臣 秋元 司君

国務大臣 菅 直人君

国務大臣 原口 一博君

国務大臣 岡田 克也君

国務大臣 長妻 昭君

国務大臣 赤松 広隆君

国務大臣 平野 博文君

国務大臣 仙谷 由人君

内閣府副大臣 大島 敦君

議長 渡辺 秀央君

副議長 小池 晃君

総務委員 加治屋義人君

外務大臣 世耕 弘成君

厚生労働大臣 加納 時男君

農林水産大臣 佐藤 昭郎君

国務大臣 松村 龍二君

国務大臣 橋本 聖子君

国務大臣 木村 仁君

国務大臣 秋元 司君

国務大臣 菅 直人君

国務大臣 原口 一博君

国務大臣 岡田 克也君

国務大臣 長妻 昭君

国務大臣 赤松 広隆君

国務大臣 平野 博文君

国務大臣 仙谷 由人君

内閣府副大臣 大島 敦君

議長 渡辺 秀央君

副議長 小池 晃君

総務委員 加治屋義人君

外務大臣 世耕 弘成君

厚生労働大臣 加納 時男君

農林水産大臣 佐藤 昭郎君

国務大臣 松村 龍二君

国務大臣 橋本 聖子君

国務大臣 木村 仁君

国務大臣 秋元 司君

国務大臣 菅 直人君

国務大臣 原口 一博君

国務大臣 岡田 克也君

国務大臣 長妻 昭君

国務大臣 赤松 広隆君

国務大臣 平野 博文君

国務大臣 仙谷 由人君

内閣府副大臣 大島 敦君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一四号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

母体保護法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 金融商品取引法等の一部を改正する法律案 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案 同日議員から次の質問主意書が提出された。 米兵等の私有車両の登録に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第六七号) 原爆症認定却下処分の取消を求める訴訟に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第六八号) 東京地下鉄の安全管理に関する質問主意書(神取忍君提出)(第六九号) 同日本院は、検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。 検察官適格審査会委員 参議院議員 脇 雅史君 同 予備委員 (脇雅史君の予備委員) 参議院議員 松山 政司君 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 金融商品取引法等の一部を改正する法律 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 大河原雅子君 補欠 外山 斎君	農林水産委員 辞任 外山 斎君 補欠 大河原雅子君 国土交通委員 辞任 主濱 了君 補欠 米長 晴信君 予算委員 辞任 森 まさこ君 補欠 山本 順三君 決算委員 辞任 大久保 勉君 補欠 川崎 稔君 富岡由紀夫君 岸 宏一君 佐藤 信秋君 山本 順三君 鰐淵 洋子君 山本 順三君 森 まさこ君 風間 昶君 議院運営委員 辞任 川崎 稔君 補欠 大久保 勉君 武内 則男君 古川 俊治君 佐藤 信秋君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 平山 誠君 補欠 横峯 良郎君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号) 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(閣法第四五号) 同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。 国家公務員法等の一部を改正する法律案(塩崎恭久君外四名提出) 幹部国家公務員法案(塩崎恭久君外四名提出) 同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。 地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案(竹本直一君外四名提出) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 沖縄戦に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第七〇号) 地方社会保険医療協議会の在り方に関する質問主意書(岡田広君提出)(第七一号) 去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 決算委員 辞任 森 利治君 補欠 富岡由紀夫君 秋元 司君 古川 俊治君 愛知 治郎君
---	---	--	---

風間 昶君 鯉淵 洋子君 山下 芳生君 紙 智子君 行政監視委員 山下 芳生君 補欠	愛知 治郎君 佐藤 信秋君 仁比 聡平君 山下 芳生君 補欠	同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。 PTA・青少年教育団体共済法案(馳浩君外五名提出) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 基本政策閣僚委員会の開催に関する質問主意書 (佐藤正久君提出)(第七二号) 同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十一年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十二年度高齢社会対策」についての文書を受領した。 一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外交防衛委員	犬塚 直史君 神本美恵子君 岸 信夫君 塚田 一郎君 補欠	文教科学委員 神本美恵子君 補欠 犬塚 直史君	農林水産委員 主濱 了君 森木 利治君 補欠	経済産業委員 塚田 一郎君 岸 信夫君 補欠	環境委員 森木 利治君 主濱 了君 補欠	予算委員 友近 聡朗君 那谷屋正義君 補欠	決算委員 川崎 稔君 大久保 勉君 補欠	武内 則男君 広田 一君 富岡由紀夫君 姫井由美子君 友近 聡朗君 友近 聡朗君 那谷屋正義君 友近 聡朗君 愛知 治郎君 佐藤 信秋君 森 まさこ君 山本 順三君 紙 智子君 仁比 聡平君 補欠	行政監視委員 佐藤 信秋君 愛知 治郎君 補欠	議院運営委員 大久保 勉君 川崎 稔君 補欠	廣田 一君 武内 則男君	同日議員から次の議案が提出された。 国家公務員法等の一部を改正する法律案(林芳正君外三名発議)(参第七七号) 幹部国家公務員法案(林芳正君外三名発議)(参第八号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案(小沢一郎君外六名提出)(衆第二〇号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを文教科学委員会に付託した。 PTA・青少年教育団体共済法案(文部科学委員長提出)(衆第一九号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 小児救急医療体制に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第七三三号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 鳩山首相と北澤防衛相との在沖米海兵隊の抑止力についての情報共有に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第六六号) 米兵等の私有車両の登録に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第六七号) 原爆症認定却下処分取消を求める訴訟に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第六八号) 東京地下鉄の安全管理に関する質問主意書(神取忍君提出)(第六九号) 沖縄戦に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第七〇号)	地方社会保険医療協議会の在り方に関する質問主意書(岡田広君提出)(第七二一号) 昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 友近 聡朗君 谷 博之君 補欠	法務委員 森 まさこ君 島尻安伊子君 補欠	外交防衛委員 神本美恵子君 犬塚 直史君 島尻安伊子君 森 まさこ君 塚田 一郎君 南野知恵子君 補欠	文教科学委員 犬塚 直史君 神本美恵子君 藤末 健三君 補欠	厚生労働委員 南野知恵子君 岸 信夫君 補欠	農林水産委員 森木 利治君 主濱 了君 補欠	経済産業委員 藤末 健三君 大島九州男君 岸 信夫君 塚田 一郎君 補欠	参議院会議録第二十二号 議長
---	---	---	--	--	---------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	---	--	---------------------------------------	---------------------	---	--	--------------------------------------	--	---	---------------------------------------	---------------------------------------	---	-----------------------

環境委員

辞任

補欠

主 演

了 君

轟 木

利 治 君

谷 博之君

友 近

聡 朗 君

予算委員

辞任

補欠

那谷屋正義君

友 近

聡 朗 君

決算委員

辞任

補欠

友 近

聡 朗 君

那谷屋正義君

姫井由美子君

富岡由紀夫君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教科学委員会に付託した。

P T A・青少年教育団体共済法案(衆第一九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律案(閣法第三〇号)

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(閣法第一六号)

地球温暖化対策基本法案(閣法第五二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(林芳正君外三名発議)

幹部国家公務員法案(林芳正君外三名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(閣法第四五号) 審査報告書

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第四号) 審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第九号) 審査報告書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一四号) 審査報告書

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(五月二十三日任期満了の吉田信行の後任)

山本 剛嗣

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(六月三十日任期満了の大坪正彦の後任)

松 森 宏

(同日任期満了による再任)

杉 野 翔子

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(六月十九日任期満了による再任)

小 丸 成洋

(同日任期満了の岩崎芳史の後任)

浜田健一郎

(同日辞職予定の桑野和泉の後任)

叶井真由美

(同日任期満了の小林英明の後任)

澤 登久子

(同日任期満了の飛田稔章の後任)

北原 健児

(同日任期満了の野間光輪子の後任)

竹中 ナミ

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(六月三十日任期満了による再任)

中嶋士元也

(八月十四日任期満了の畠中信夫の後任)

品田 充儀

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(六月十九日任期満了の淵川正敏の後任)

渡 邊 等

同日内閣から、左記の者を中央労働委員会公益委員に任命したので、労働組合法第十九条の三第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(四月十一日辞職の岡部喜代子の後任)

鹿野菜穂子

同日議長は、十四日のシュミット・パール・ハンガリー共和国国会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

審査報告書

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年五月十八日

外交防衛委員長 田中 直紀

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とバミューダとの間で、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるものである。この協定の締結により、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するための情報交換ネットワークが更に拡充されること等が期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月二十二日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 江田 五月殿

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定

日本国政府及びグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府によつて正当に授權されたバミューダ政府は、

脱税を防止するための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 一般的定義

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「バミューダ」とは、バミューダ諸島をいう。

(c) 「締約者」とは、文脈により、日本国又はバミューダをいう。

ミューダをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(ii) バミューダについては、バミューダにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての権利能力を有する者、組合、法人、信託、財団又は団体

注釈 この(f)(ii)の規定の適用上、「権利能力を有する者」とは、バミューダの国民である個人をいうものとする。

(g) 「権限のある当局」とは、日本国については財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、バミューダについては財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(h) 「要請者」とは、情報の提供を要請する締約者をいう。

(i) 「被要請者」とは、情報の提供を要請された締約者をいう。

(j) 「情報収集のための措置」とは、一方の締約者が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(k) 「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

(l) 「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に購入され、又は販売される場合に限る。

(m) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(n) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii) バミューダ証券取引所

(iii) 両締約者の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

2 一方の締約者によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に關する当該一方の締約者の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約者において適用される租税に關する

る法令における当該用語の意義は、当該一方の締約者の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第二章 情報の交換

第二条 目的及び適用範囲

両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、同条に規定する租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、この協定に従って交換するものとし、かつ、第八条に規定するところにより秘密として取り扱う。

第三条 管轄

被要請者は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第四条 対象となる租税

1 この章の規定は、一方の締約者又はその地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない。)について適用する。

2 日本国については、この章の規定が適用される現行の所得に対する租税は、所得税、法人税及び住民税とする。

3 この章の規定は、1及び2に規定する租税のほか、日本国において課される相続税及び贈与

税についても、適用する。

4 この章の規定は、2及び3に規定する租税に加えて又はこれらに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、2及び3に規定する租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

5 両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第五条 要請に基づく情報の交換

1 被要請者の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請に応じて情報を提供する。

2 被要請者は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、要請された情報を要請者に提供するためにすべての関連する情報収集のための措置をとる。

3 要請者の権限のある当局から特に要請があつた場合には、被要請者の権限のある当局は、被要請者の法令によって認められる範囲において、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4 各締約者は、第二条に規定する目的のため、自己の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

(a) 銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者(名義人及び信託の受託者を含む。)が有する情報

(b) 法人、組合その他の者の所有に関する情報(第三条の規定の範囲内で、所有の連鎖におけるすべての者の所有に関する情報を含む。)

並びに信託については、委託者、受託者及び受益者並びに所有の連鎖における地位に関する情報

5 この協定は、被要請者に対し、次に掲げる情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

(a) 次の事項に関する情報。ただし、過重な困難を生じさせることなしに入手することができる場合は、この限りでない。

(i) 株式公開法人の所有

(ii) 信託又は株式公開法人以外の者の持分証券、株式その他の持分であつて、一般に購入され、又は販売されるものの所有

(b) 関連する課税期間が開始した日前六年の日前に生じた事項に関する情報

6 この協定に従つて要請者が情報の提供を要請する場合には、要請者の権限のある当局は、当該要請が要請者の法令に基づく納税者の納税義務の決定に関連し、かつ、その決定のために必要であることを証明する。

7 要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請

者の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

(a) 調査の対象となる納税者を特定する事項

(b) 要請する情報の性質及び種類(求める特定の情報その他の支援に関する説明を含む。)並びに可能な場合には、要請者が希望する当該情報の受領形式

(c) 要請する情報を必要とする課税目的及び当該情報が要請者の法令に基づく納税者の納税義務の決定に関連し、かつ、その決定のために必要である理由

(d) 課税目的のために必要なものとして要請する情報の対象となる期間

(e) 要請する情報を被要請者が保有しているか又は被要請者の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠

(f) 要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所(判明している場合に限り。)

(g) 要請が要請者の法令及び行政上の慣行に適合しており、かつ、要請者が、自らが被要請者の立場にあつたとしたならば自己の法令に基づいて要請された情報を入手することができたであろう(自己の課税目的のために入手するかこの協定に基づく有効な要請に応じて入手するかを問わない。)旨の記述

(h) 要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能なすべての手段(過重な困難を生じさせるものを除く。)をとつた旨の記述

8 被要請者の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請者に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請者の権限のある当局は、次のことを行う。

- (a) 要請者の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によつて確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請者の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。
- (b) 要請の受領の日から九十日以内に要請された情報の入手及び提供ができない場合(当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む)には、要請者に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又は当該拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。

1 被要請者の権限のある当局は、要請者の権限のある当局の要請があつたときは、被要請者における租税に関する調査の適当な部分に要請者の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2 租税に関する調査を行う被要請者の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請者の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請者が求める手続及び条件を通知す

る。租税に関する調査の実施についてのすべての決定は、当該調査を実施する被要請者が行う。

第七条 要請を拒否することができる場合

1 次の場合には、被要請者の権限のある当局は、支援を拒否することができる。

- (a) 要請者の要請がこの協定に従つて行われていない場合
- (b) 要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能なすべての手段をとらなかつた場合(そのような手段をとることが過重な困難を生じさせる場合を除く。)
- (c) 要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合
- (d) 要請者が、調査の対象となる納税者以外の者が保有し、又は管理している情報であつて、当該納税者に直接関連しないものを要請する場合

(e) 要請者が、自らが被要請者の立場にあつたとしても次の(i)又は(ii)に該当することを目的として自己の法令に基づいて要請された情報を入手することができなかつたであろう場合

(i) 自己の租税に関する法令の規定を運用し、又は執行すること。

(ii) この協定に基づく有効な要請に応ずること。

2 この協定は、一方の締約者に対し、営業上、

事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。この2の前の規定にかかわらず、第五条4に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

第九条 保護

この協定に基づいて被要請者が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請者の法令又は行政上の慣行によつて当該情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護は、引き続き適用される。被要請者は、実効的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる方法でこのような権利及び保護を適用してはならない。

第十条 費用

3 情報提供の要請は、当該要請を行う契機となつた租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

4 被要請者は、要請者が自己の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であつて、同様の状況にある要請者の国民との比較において被要請者の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、当該要請を拒否することができる。

第三章 課税権の配分

第十一条 対象となる者

この章の規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用する。

第十二条 対象となる租税

1 この章の規定は、一方の締約者又はその地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税(課税方法のいかんを問わな

い。)について適用する。

2 日本国については、この章の規定が適用される現行の租税は、所得税及び住民税とする。

3 この章の規定は、2に規定する租税に加えて又はこれに代つてこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、2に規定する租税と同

一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

4 両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第十三条 居住者

1 この章の規定の適用上、「一方の締約者の居住者」とは、次の個人をいう。

(a) 日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人（日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課される個人を除く。）

(b) バミューダについては、バミューダの法令の下において、バミューダ内に通常居住する個人

2 1の規定により双方の締約者の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約者の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約者内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約者（重要な利害関係の中心がある締約者）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約者を決定することができない場合又はその使用す

る恒久的住居をいずれの締約者内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約者の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約者内に有する場合又はこれをいずれの締約者内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約者の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約者の国民である場合又はいずれの締約者の国民でもない場合には、両締約者の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

第十四条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約者の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

第十五条 政府職員

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体にに対し提供される役務につき、個人に対して、当該一方の締約者又は当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約者内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約者の居住者である場合には、その給料、賃金その他こ

れらに類する報酬に対しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約者の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約者の居住者となつた者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体にに対し提供される役務につき、個人に対して、当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約者若しくは

当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約者の居住者であり、かつ、当該他方の締約者の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

3 1及び2の規定は、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、適用しない。

第十六条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約者内

に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約者の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約者の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約者外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約者においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約者内において最初に訓練を開始した日から二年を超えない期間についてのみ適用する。

第四章 特別規定

第十七条 相互協議手続

1 一方の又は双方の締約者の措置により前章の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約者の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約者の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、前章の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 一方の締約者の権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、前章の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約者の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約者の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約者の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。 4 両締約者の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信することが出来る。	18 条 不利益な又は制限的な租税に係る課税措置の禁止 1 いずれの一方の締約者も、他方の締約者の国民又は居住者に対し、特に居住者であるか否かに關し同様の状況にある当該一方の締約者の国民に適用する措置よりも不利益な又は制限的な租税に係る課税措置を適用してはならない。 2 1の規定の適用上、 (a) 「不利益な又は制限的な租税に係る課税措置」には、所得控除、税額控除又は免税の否認、租税又は課徴金の賦課及び特別な報告に關する義務の賦課を含む。 (b) 「不利益な又は制限的な租税に係る課税措置」には、一方の締約者により一般的に適用される措置を含まない。	第五章 最終規定 第十九条 見出し この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 第二十条 効力発生 1 この協定は、両締約者のそれぞれの法令上の	1 この協定は、両締約者のそれぞれの法令上の
手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。 2 この協定は、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。 3 2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。 (a) 源泉徴収される租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得 第二十一条 終了 この協定は、一方の締約者によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約者に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。 (a) 源泉徴収される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得	以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。 二千十年二月一日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。 日本国政府のために 草賀純男 バミューダ政府のために ポーラ・コックス 議定書 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に關する課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定(以下「協定」という。) の署名に当たり、日本国政府及びグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府によつて正當に授權されたバミューダ政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 1 協定第一条1(1)及び第五条5(a)の規定に關し、これらの規定に規定する株式、持分証券その他の持分は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に默示的にも明示的にも制限されてない場合には、一般に購入され、又は販売されるものとすることが了解される。 2 協定第二条の規定に關し、協定の実施又は協定第四条に規定する租税に關する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行と要請する情報と	2 協定は、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。 3 2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。 (a) 源泉徴収される租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得 第二十一条 終了 この協定は、一方の締約者によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約者に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。 (a) 源泉徴収される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得	2 協定は、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。 3 2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。 (a) 源泉徴収される租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得 第二十一条 終了 この協定は、一方の締約者によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約者に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。 (a) 源泉徴収される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
の関連性は、当該情報がそのような関連性を有するものとして認められることに確信がある場合には、当該情報の受領後でなければそのような関連性について明確な評価を行うことができないようなときであつても、そのような確信に基づいて決定されることが了解される。 3 協定第五条7(h)及び第七条1(b)の規定に關し、「自己の領域的管轄内において利用可能なすべての手段」には、要請する情報が存在する協定の非締約者との間において有効な情報交換の仕組みを要請者が利用することを含むことが了解される。 4 協定第七条2の規定に關し、「職業上の秘密」には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に關してその依頼者との間で行う通信に關する情報であつて、各締約者の法令に基づいて保護されるものを含むことが了解される。 5 協定第十三条1(b)の規定に關し、「バミューダの法令の下において、バミューダ内に通常居住する個人」には、バミューダ内に通常居住し、かつ、バミューダを常用の住居地とする者を含むことが了解される。 6 協定第十八条1の規定に關し、「居住者」とは、個人については協定第十三条に規定する居住者をいい、個人以外の者については次の者をいう。 (a) 日本国については、日本国の法令の下において、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において課	脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に關する課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定(以下「協定」という。) の署名に当たり、日本国政府及びグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府によつて正當に授權されたバミューダ政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 1 協定第一条1(1)及び第五条5(a)の規定に關し、これらの規定に規定する株式、持分証券その他の持分は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に默示的にも明示的にも制限されてない場合には、一般に購入され、又は販売されるものとすることが了解される。 2 協定第二条の規定に關し、協定の実施又は協定第四条に規定する租税に關する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行と要請する情報と	2 協定は、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。 3 2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。 (a) 源泉徴収される租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得 第二十一条 終了 この協定は、一方の締約者によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約者に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。 (a) 源泉徴収される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得	2 協定は、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。 3 2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。 (a) 源泉徴収される租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に關しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得 第二十一条 終了 この協定は、一方の締約者によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約者に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。 (a) 源泉徴収される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

税を受けるべきものとされる者

(b) バミューダについては、バミューダにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての組合、法人、信託、財団又は団体

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十十年二月一日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

草賀純男

バミューダ政府のために

ポーラ・コックス

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年五月十八日

外交防衛委員長 田中 直紀

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とクウェート国との間で課税権を調整するものであり、両国における所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止について定めるとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を規定するものである。この条約の締結により、我が国とクウェート国との間での課税権の調整が図られることになり、両国間の経済的交流、人的交流等が一層促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月二十二日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約

日本国政府及びクウェート国政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、次の租税について適用する。

(a) 日本国については、

(1) 所得税

(2) 法人税

(3) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) クウェートについては、

(1) 法人所得税

(2) クウェート資本の法人の純利得からクウェート科学振興財団(KFAS)に支払われる分担金

(3) クウェート資本の法人の純利得から国家予算を支援するために支払われる分担金
(4) ザカート
(5) クウェート国民である使用人を支援するために課される税

(以下「クウェートの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域(海底及びその下を含む。)をいう。

(b) 「クウェート」とは、クウェート国の領域をいい、クウェートの領海の外側に位置する区域であつて、クウェートが主権的権利又は管轄権を行使することができる区域として、国

際法に従い、クウェートの法令により指定したものの又は今後指定することのあるものを含む。	団体 (2) クウェートについては、クウェートの国籍を有するすべての個人及びクウェートにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合又は団体	いい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。	本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。
(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はクウェートをいう。	(k) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (1) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者	2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある締約国)の居住者とみなす。	4 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることがなされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。
(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はクウェートの租税をいう。	(2) クウェートについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者 (1) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。	(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。	1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。
(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。	2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点でする意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。	(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。	2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。	1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者を	(d) (a)から(c)までの規定により居住者の地位を決定することができない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。	3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が九箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設
(g) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。	1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者を	(e) 鉦山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所	3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が九箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設
(h) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。	1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者を	(f) 鉦山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所	3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が九箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設
(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く)をいう。	1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者を	(g) 鉦山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所	3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が九箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設
(j) 「国民」とは、次の者をいう。 (1) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての	1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者を	(h) 鉦山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所	3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が九箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設

を構成するものとする。 4 1 から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (f) (a) から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。 5 1 及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約	国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行っているという理由のみによつては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。もっとも、当該代理人の活動が専ら又は主として当該企業に代わって行われる場合には、当該代理人は、この6に規定する独立の地位を有する代理人とはされない。 7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。 第六条 不動産所得 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。	る。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。 第七条 事業利得 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ	分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。 3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む当該恒久的施設のために生じた企業の費用であつて、当該恒久的施設がこれらの費用を支払う独立の企業であるとしたならば控除することが認められたとみられるものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することと認められる。 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。 5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決
--	--	---	--

定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条 国際運輸

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する場合において、クウェートの企業であるときは日本国の事業税、日本国の企業であるときは日本国の事業税に類似する税でクウェートにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1 及び 2 の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対して

は、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1 の規定にかかわらず、締約国は、1 に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年以内に当該企業に対する調査が開始されない場合には、1 に規定する状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この

3 の規定は、不正に租税を免れた場合又は定められた期間内に調査を開始することができないことが当該企業の作為若しくは不作為に帰せられる場合には、適用しない。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1 に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

この 2 の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 2 (a) の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によつて支払われる配当について

は、適用しない。

4 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。

5 1 及び 2 の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、

(1) 日本銀行

(2) 株式会社日本政策金融公庫

(3) 独立行政法人国際協力機構

(4) 独立行政法人日本貿易保険

(b) クウェートについては、

(1) クウェート中央銀行

(2) クウェート投資庁

(3) クウェート石油公社

(4) 社会保障機構

(5) アラブ経済開発クウェート基金

(c) 一方の締約国の政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府による外交上の公文の交換に基づいて定められるもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

6 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者で

ある利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用上の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金という。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住

者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該使用料の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分の譲渡によつて取得する

る収益に対しては、その法人、組合又は信託財産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合に限り、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分(以下「同種の株式等」という。)が公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊關係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五十パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 (a) 次の(1)及び(2)の規定に該当する場合には、

一方の締約国の居住者が(2)に規定する株式を譲渡(1)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。)することに

よつて取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(1) 当該他方の締約国の居住者である金融機関に対する実質的な資金援助が、当該他方の締約国の金融機関の差し迫つた支払不能に係る破綻処理に関する法令に従つて、当該他方の締約国の政府によつて行われる場合

(2) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国の政府から当該金融機関の株式を取得する場合

(b) (a)の規定は、当該一方の締約国の居住者が、当該金融機関の株式を当該他方の締約国

の政府から、この条約の効力発生前に取得した場合又はこの条約の効力発生前に締結された拘束力のある契約に基づいて取得した場合には、適用しない。

4 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われないう限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、

は、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家 1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該個人的活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。	(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(1)又は(2)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (1) 当該他方の締約国の国民 (2) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの 2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体にに対し提供される役務につき、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。	年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。 第十九条 学生 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。	において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が受益者であるその他の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。
第十七条 退職年金 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 第十八条 政府職員 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体にに対し提供される役務につき、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。	(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職	この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第二十一条 その他の所得 1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないもの(以下この条において「その他の所得」という。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 1の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が、他方の締約国内	第二十二条 二重課税の除去 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてクウェートにおいて租税を課される所得をクウェート内において取得する場合には、当該所得について納付されるクウェートの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。 2 クウェートについては、 (a) クウェートの居住者がこの条約の規定に従つてクウェート及び日本国において租税を課される所得を取得し、又は財産を所有する場合には、クウェートは、日本国において納付される所得に対する租税の額を当該居住者

の所得に対するクウェートの租税の額から控除し、又は日本国において納付される財産に対する租税の額を当該居住者の財産に対するクウェートの租税の額から控除する。 (b) ただし、いずれの場合においても、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得又は財産に対する租税の額のうち、日本国において租税を課される所得又は財産に対応する部分を超えないものとする。	3 1 及び 2 の規定の適用上、一方の締約国の居住者が受益者である所得であつてこの条約の規定に従つて他方の締約国において租税を課されるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとみなす。	第二十三条 無差別待遇 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、又は課されることがある租税又はこれに関連する要件よりも重いものを課されることはない。この 1 の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。	2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この 2 の規定は、一方の締
約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。 3 第九条 1、第十一条 8 又は第十二条 6 の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の居住者の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。	4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。 5 この条において、「租税」とは、この条約の対象である租税をいう。	第二十四条 相互協議手続 1 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者とは、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令	に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条 1 の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。 2 権限のある当局は、1 に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。 4 両締約国の権限のある当局は、2 及び 3 に規定する合意に達するため、直接相互に通信することができ。
の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。 2 1 の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1 に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。 3 1 及び 2 の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは	第二十五条 情報の交換 1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の	第二十五条 情報の交換 1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件

職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条 雑則

この条約の規定は、次のものによつて現在又は将来認められる非課税、免税、所得控除、税額控除その他の租税の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

(a) 一方の締約国が課する租税の額を決定するに当たつて適用される当該一方の締約国の法令

(b) 両締約国間の他の二国間協定又は両締約国が当事国となつてゐる多数国間協定

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 効力発生

1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第三十条 終了

この条約は、一方の締約国によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満

了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

二千年二月十七日にクウェートで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

武藤正敏

クウェート国政府のために

ハリファ・M・ハマダ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国政府及びクウェート国政府は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第四条1の規定に関し、

(a) 「一方の締約国の居住者」には、次のものを含むことが了解される。

(1) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金

(2) 当該一方の締約国が資本を所有する組織、機関又は団体(当該一方の締約国が当該一方の締約国以外の一又は二以上の国と資本を所有するものを含む。)であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて設立されており、かつ、宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの

(b) さらに、クウェートについては、「一方の締約国の居住者」には、次のものを含むことが了解される。

(1) クウェートの国籍を有する個人(当該個人が、クウェート内に実質的に所在し、又は恒久的住居若しくは常用の住居を有し、かつ、当該個人のクウェートにおける人的及び経済的関係が、クウェート以外の国における人的及び経済的関係よりも密接である場合に限る。)

(2) クウェートにおいて設立された法人であつて、クウェート内に本店又は主たる事務所を有するもの	2 条約第五条の規定に關し、一方の締約国の企業が当該一方の締約国内で他方の締約国の企業の独占販売業者として活動し、又は他方の締約国の企業と独占販売契約を有するという事実のみによつては、いずれの一方の企業も、他方の企業の恒久的施設とはされることが了解される。	3 条約第七条の規定に關し、建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事のための活動から得られる利得については、恒久的施設によつて当該活動が実際に行われた結果得られる利得のみが当該恒久的施設に帰せられるものとするものが了解される。	4 条約第八条の規定に關し、船舶又は航空機を國際運輸に運用することによつて取得する利得には、次に掲げる利得を含むことが了解される。ただし、(a)に規定する賃貸又は(b)に規定する使用、保管若しくは賃貸が、船舶又は航空機を國際運輸に運用することに付随する場合に限る。	(a) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得 (b) 物品又は商品の運送のために使用されるコンテナ(コンテナの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。)の使用、保管又は賃貸から取得する利得
5 条約第十条3の規定に關し、同条3に規定する法人には、日本国の資産の流動化に關する法律(平成十年法律第五号)又は投資信託及び投資法人に關する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に基づいて設立された団体であつて、日本国の租税に關する法令に従つて日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができるものを含むことが了解される。	6 条約第十一条の規定に關し、同条2の規定にかかわらず、クウェート内において生ずる利子であつて、日本国の法令に基づいて設立された年金基金が受益者であるものに對しては、日本国においてのみ租税を課することができ。	7 条約第十三条2の規定に關し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。	(a) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場 (b) クウェート証券取引所 (c) 同条2の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場	8 条約第十三条3の規定に關し、同条3の規定の適用上、日本国については、「他方の締約国の政府」には、預金保険機構を含む。 9 条約第十四条1の規定にかかわらず、一方の
締約国の政府が全面的に所有する航空運送人の使用人であつて、現に当該一方の締約国の居住者であるもの又は他方の締約国の滞在の直前に当該一方の締約国の居住者であつたものが当該他方の締約国内において航空運送人に對し提供する役務について受け取る報酬に對しては、当該他方の締約国においては、租税を課することができない。この9に定める租税の免除は、当該使用人が当該他方の締約国内において役務の提供を開始した日から五年を超えない期間に於いてのみ適用する。	10 条約第二十二條の規定に關し、同条の規定の適用に關する各締約国の法令の実施は、条約第二条1(b)(4)の規定によつて影響を受けるものではないことが了解される。	11 条約第二十三條の規定に關し、 (a) 同条の規定は、一方の締約国に對し、關税同盟若しくは自由貿易地域の形成により、又は全部若しくは一部が租税に關連する地域的取極であつて、当該一方の締約国が当事者であるものにより、両締約国以外の国の居住者に与えられる特惠、特權その他の待遇を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。	(b) クウェート又はその地方政府若しくは地方公共団体がクウェート内において活動を行う企業に對して一般的に適用される税制を設けるまでは、同条2及び4の規定は、クウェートによつて完全には実施されない。	所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の條約の締結について承認を求めるの件
(c) 日本国の居住者がクウェート内に所有する恒久的施設に對して課される租税は、クウェートにおいて、同様の活動を行う両締約国以外の国の居住者がクウェート内に所有する恒久的施設に對して課される租税よりも不利に課されることはない。	(d) クウェートの企業であつてその資本の全部又は一部が日本国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、クウェートにおいて、租税又はこれに關連する要件であつて、その資本の全部若しくは一部が両締約国以外の国の一若しくは二以上の居住者により直接若しくは間接に所有され、若しくは支配されている類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。	12 条約第二十五條5の規定に關し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に關してその依頼者との間で行う通信に關する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。	以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。	平成二十二年五月十九日 參議院會議録第二十二号

二十年二月十七日にクウェートで、ひとしく
正文である日本語、アラビア語及び英語により本
書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、
英語の本文による。

日本国政府のために

武藤正敏

クウェート国政府のために

ハリファ・M・ハマダ

審査報告書

原子力の平和的利用における協力のための日
本国政府とカザフスタン共和国政府との間の
協定の締結について承認を求めるの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成二十二年五月十八日

外交防衛委員長 田中 直紀

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、原子力の平和的利用に関する我
が国とカザフスタン共和国との間の協力のた
めの法的枠組みを提供するものであり、核物質等
の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関によ
る保障措置の適用、核物質防護措置の実施等
について定めるものである。この協定を締結す
ることにより、両国間で移転される核物質等の平

和的利用が法的に確保されるとともに、我が国
の安定的なエネルギー供給の確保に資すること
が期待されるので、おおむね妥当な措置と認め
る。

一、費用

別に費用を要しない。

原子力の平和的利用における協力のための日
本国政府とカザフスタン共和国政府との間の
協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月二十二日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

原子力の平和的利用における協力のための
日本国政府とカザフスタン共和国政府との
間の協定の締結について承認を求めるの件
原子力の平和的利用における協力のための日
本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の
締結について、日本国憲法第七十三条第三号、た
し書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力の平和的利用における協力のための
日本国政府とカザフスタン共和国政府との
間の協定

日本国政府及びカザフスタン共和国政府(以下

「両締約国政府」という。)は、

原子力の平和的利用の分野において引き続き協
力することを希望し、

これまで両締約国政府の間で適用されてきた千
九百九十一年四月十八日に作成された原子力の平
和的利用の分野における協力に関する日本国政府
とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協
定(以下「旧協定」という。)の下での原子力の平和
的利用における日本国とカザフスタン共和国との
間の緊密な協力を考慮し、

また、日本国及びカザフスタン共和国の双方が
千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不
拡散に関する条約(以下「不拡散条約」という。)の
当事国であることを考慮し、

日本国及びカザフスタン共和国の双方が国際原
子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であるこ
とを認識し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議
定書により補足された千九百七十七年三月四日に
作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1
及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原
子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障
措置協定」という。)に従い、日本国において機関
による保障措置が適用されていることに留意し、
また、二十四年二月六日に作成された追加議定
書により補足された千九百九十四年七月二十六日
に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連
する保障措置の適用のためのカザフスタン共和国
と国際原子力機関との間の協定(以下「カザフス

タン共和国に関する保障措置協定」という。)に従
い、カザフスタン共和国において機関による保障
措置が適用されていることに留意し、

両締約国政府が原子力供給国グループの参加政
府であることに留意して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「者」とは、個人又は団体をいい、両締約国
政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は
特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から
成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン
トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形
状において前記のいずれかの物質を含有
する物質

他の物質であつて両締約国政府により
合意される含有率において前記の物質の
一又は二以上を含有するもの

両締約国政府により合意されるその他
の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をい
う。

プルトニウム
ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン 前記の物質の一又は二以上を含有する物質 両締約国政府により合意されるその他の物質 特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。 (c) 「核物質ではない特別な資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、「核物質」を含まない。 (d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。 (e) 「技術」とは、核物質、核物質ではない特別な資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並	びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等)に記録されたものを含む。 また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。 (f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前のすべての段階をいう。 (g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む)、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは核物質ではない特別な資材を生産し、又は設備を製作するためのすべての活動をいう。 (h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。 (i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。 (j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。 (i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質	(ii) この協定に基づいて移転された核物質ではない特別な資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によつて得られた核物質 (iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質 (k) 「公開の情報」とは、いずれか一方の締約国政府が秘密として指定していない情報をいう。 第二条 1 この協定の下での協力であつて、両国における原子力の平和的非爆発目的利用の促進のためのものは、次の方法により行うことができる。 (a) 専門家を交換すること。 (b) 両締約国政府の間、それぞれの管轄の下にある者又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の管轄の下にある者との間の合意によつて定める条件で、公開の情報(原子力の安全に関するものを含む)を交換すること。 (c) 供給者と受領者との間の合意によつて定める条件で、一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者から他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に対し、核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術を提供すること。 (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によつて定める条件で、一方の締約国政府又はその管轄の下にある	る認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者がこれを受領すること。 (e) 両締約国政府により合意されるその他の方法 2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。 (a) ウラン資源の探鉱及び採掘 (b) 軽水炉及び高温ガス炉の設計、建設及び運転 (c) 軽水炉及び高温ガス炉の安全 (d) 放射性廃棄物の処理及び処分 (e) 放射線防護及び環境監視 (f) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用 (g) 両締約国政府により合意されるその他の分野 3 1及び2の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び核物質ではない特別な資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。 第三条 前条に規定する両締約国政府の間の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、同条1(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。 (a) 日本国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、日本国内で
---	---	---	--

行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。日本国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。 (b) カザフスタン共和国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、カザフスタン共和国内で行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。カザフスタン共和国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。	(a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。 (b) カザフスタン共和国内においては、カザフスタン共和国に関する保障措置協定の適用を受ける。 2 機関が何らかの理由により1の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることにかんがみ、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であつて、1に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。 第六条 日本国及びカザフスタン共和国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。	第七条 1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従つて防護の措置をとる。 2 この協定の適用を受ける核物質の国際輸送について、日本国及びカザフスタン共和国は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。 3 日本国及びカザフスタン共和国は、それぞれ、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従つて適切な措置をとる。 第八条 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外（供給締約国政府の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。 第九条 1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術は、予	定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、核物質ではない特別な資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、核物質ではない特別な資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の管轄の下にある認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。 2 この協定の適用を受ける核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術は、次のいずれの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。 (a) そのような核物質、核物質ではない特別な資材又は設備がこの協定の関係する規定に従つて受領締約国政府の管轄の外に移転された場合 (b) そのような核物質、核物質ではない特別な資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合 (c) 核物質について、機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこ
1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、			

と、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような状態で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十条

旧協定は、この協定が効力を生ずる時に両締約国政府の間で終了する。

第十一条

1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によつて解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この2の規定に従つて選定される三人の仲裁裁判官によつて構成される仲裁裁判所に付託される。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し（自国民を指名することができる）、指名された二人の仲裁裁判官は、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に對し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であつてもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第十二条

1 日本国政府又はカザフスタン共和国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、カザフスタン共和国又は日本国について、次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない特別な資材及び設備の返還を要求する権利を有する。

(a) 第四条から第八条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場合

(b) 第三条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合

2 日本国政府又はカザフスタン共和国政府は、それぞれ、カザフスタン共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する

権利と同じ権利を有する。

3 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、この協定を終了させ、又は1に規定する返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。

(a) 当該行動の影響

(b) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。

4 いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかつた場合に限り、この条の規定に基づく権利を行使するものとする。

5 この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない特別な資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府又は関係する者に対して補償を行う。

第十三条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。

第十四条

1 各締約国政府は、他方の締約国政府に對し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に對し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第八条まで、第九条2、第十一条及び第十二条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年三月二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡田克也

カザフスタン共和国政府のために

A・カマルディノフ

附屬書 A

A 部

1 重水素及び重水 B 部の 1 に規定する原子炉において使用する重水素、重水（酸化重水素）及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物（いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であつて、B 部の 1 に規定する原子炉において使用するもの（いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。）

B 部

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大ブルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。）

2 原子炉容器 1 に規定する原子炉の炉心及び 8 に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、若しくは製作した金属容器又はその主要な工作部品

3 原子炉燃料交換機 1 に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備

4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1 に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、若しくは製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管

5 原子炉圧力管 1 に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管

6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1 に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの（いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。）

7 一次冷却材ポンプ 1 に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮へい体、調節板、炉心格子板、拡散板等 1 に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物

9 熱交換器 1 に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器（蒸気発生器）

10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1 に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附屬書 B 核物質の防護の水準

第三群（付表の定義による。）

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する個人又は団体の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。）の下に行うこと。

第二群（付表の定義による。）

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域（警備員又は電子装置により常時監視される区域であつて、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。）内において又

は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する個人又は団体の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。）の下に行うこと。

第一群（付表の定義による。）

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域（第二群に属する核物質について定める防護区域であつて、さらに、信頼性につき確認を受けた者へのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。）内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表 核物質の区分

核物質	形態	第一群	第二群	第三群(注c)
1 プルトニウム (注a)	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	一五グラムを超え五〇〇グラム以下
2 ウラン二三五	未照射(注b) 濃縮度が二〇パーセント以上のウラン	五キログラム以上	一キログラムを超え五キログラム未満	一五グラムを超え一キログラム以下
	未照射(注b) 濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン		一〇キログラム以上	一キログラムを超え一〇キログラム未満
	未照射(注b) 濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン			一〇キログラム以上
3 ウラン二三三	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	一五グラムを超え五〇〇グラム以下
4 照射済燃料			劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)(注d、注e)	

注a すべてのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて当該核物質からの放射線の吸収線量が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(二〇〇ラド毎時)以下であるもの

注c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも核物質の防護に関する条約附属書IIに規定する管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。

注d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。
注e 他の燃料であつて当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(二〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

審査報告書

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年五月十八日

農林水産委員長 小川 敏夫

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、木材の適切な供給及び利用の確保による林業の発展を通して、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針を定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給

の確保に関する措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 植林、育林、伐採、木材利用及び再植林という森林の循環を促進することにより森林の有する地球温暖化の防止等の機能が十分に発揮されるときに、木材の建築材料等としての利用を促進することにより二酸化炭素の大气中への排出等が抑制されるよう木材利用を促進すること。

二 木材の利用により化石資源の消費が抑制されるときに、木材の多段階の利用の促進を通じ

て廃棄物の排出が抑制されるなど環境への負荷が低減されることにより、循環型社会の形成に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。

三 木材の利用による森林の循環を促進することにより、国土の保全、水源のかん養その他の森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう木材利用を促進すること。

四 木材の地産地消等により、木材関連事業の振興を促進し、併せて安定的な雇用の増大を図り、山村をはじめとする地域の経済の活性化に貢献することを旨として、木材利用を促進すること。

五 建築基準法等の規制についての本委員会の審査における具体的な問題点の指摘等を踏まえ、速やかに、本法第三条第五項の検討を行い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十二年五月十三日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 江田 五月殿

(小字及び一は衆議院修正)
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条 第六条)
第二章 公共建築物における木材の利用の促進に関する施策(第七条 第十六条)
第三章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策(第十七条 第二十条)

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、
○木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、多面的機能の発揮及び山村全、水源のかん養その他の多面にわたる機能がその他の地域の経済の活性化に貢献すること等、持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に果たす役割の重要性にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する措置を講ずることにより、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備○に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「公共建築物等」とは、次に掲げる建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第一条第一号に規定する建築物

をいう。以下同じ。)をいう。

一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物(以下「公共建築物」という。)

二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の公共建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの

この法律において「木材の利用」とは、建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料○として国内で生産された木材その他の木材を使用すること(これらの木材を使用した木製品を使用することを含む)をいう。

3 この法律において「木材製造の高度化」とは、木材の製造を業として行う者が、公共建築物等の整備の用に供する木材の製造のために必要な施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うことにより、公共建築物等の整備の用に供する木材の供給能力の向上を図ることをいう。

(国の責務)

第三条 国は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する人材の育成、技術の開発及び普及その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する公共建築物等における木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の公共建築物の性質にかんがみ、木材に

対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 国は、木材に対する需要の増進を図るため、木材の利用の促進に係る取組を支援するために必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 4 国は、公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、公共建築物等の整備○の用に供する木材が適切に供給されることが重要であることにかんがみ、木材製造の高度化の促進その他の公共建築物等の整備○の用に供する木材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6 国は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 7 国は、教育活動、広報活動等を通じて、公共建築物等における木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて公共建築物等における木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その

整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

(関係者の責務)

第五条

事業者は、その事業活動等に関し、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2

林業従事者、木材の製造を業として行う者その他の関係者は、公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給に努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章

公共建築物における木材の利用の促進に関する施策

(基本方針)

第六条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公共建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向
- 二 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- 三 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

四 基本方針に基づき各省各庁の長(財政法昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

四

公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

五

その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する重要事項

3

基本方針は、公共建築物等における木材の利用の状況、建築物における木材の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

4

農林水産大臣及び国土交通大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5

農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。次項において同じ。)に協議しなければならない。

6

農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

7

農林水産大臣及び国土交通大臣は、毎年一回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

(都道府県方針)

第七条

都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物等における木

材の利用の促進に関する方針(以下「都道府県方針」という。)を定めることができる。

2

都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一

当該都道府県の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二

当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標

三

当該都道府県の区域内における公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

四

その他当該都道府県の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

3

都道府県知事は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(市町村方針)

第八条

市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針(以下この条において「市町村方針」という。)を定めることができる。

2

市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一

当該市町村の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 当該市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標

三

その他当該市町村の区域内の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

3

市町村方針においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内における公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項を定めることができる。

4

市町村は、市町村方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(木材製造高度化計画の認定)

第九条

木材の製造を業として行う者は、木材製造の高度化に関する計画(以下「木材製造高度化計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その木材製造高度化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2

木材製造高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一

木材製造の高度化の目標

二

木材製造の高度化の内容及び実施期間

三

公共建築物等の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模

四

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてゐる同項に規定する民

有林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。第四項において同じ。）を除く。）において前号の施設を整備するために開発行為（森林法第十条の二第一項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）をしようとする場合にあつては、当該施設の位置、配置及び構造

五 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

三 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その木材製造高度化計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、木材製造の高度化を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

四 農林水産大臣は、第二項第四号に掲げる事項が記載された木材製造高度化計画について第一項の認定をしようとするときは、第二項第三号及び第四号に掲げる事項について、同項第三号の施設の整備の用に供する森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該施設を整備するための開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同意をするものとす

る。

五 都道府県知事は、前項の同意をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（木材製造高度化計画の変更等）

第十〇条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定木材製造業者」という。）は、当該認定に係る木材製造高度化計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

二 認定木材製造業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

三 農林水産大臣は、認定木材製造業者が前条第一項の認定に係る木材製造高度化計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定木材製造高度化計画」という。）に従つて木材製造の高度化を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

四 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十二条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定木材製造

業者が認定木材製造高度化計画に従つて木材製造の高度化を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（森林法の特例）

第十二条 認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画（第九条第二項第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従つて同項第三号の施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があつたものとみなす。

（国有施設の使用）

第十三条 国は、政令で定めるところにより、公共建築物等の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、公共建築物等における木材の利用の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

（報告の徴収）

第十四条 農林水産大臣は、認定木材製造業者に對し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）

第十五条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第三章 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

（住宅における木材の利用）

第十七条 国及び地方公共団体は、木材が断熱性、調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、国民の木造住宅への志向が強いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献するものであること等にかんがみ、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に関する展示会の開催その他のその需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒しの醸成のための木材の利用）

第十八条 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵その他の公共施設に係る工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒すものであることにかんがみ、これらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したこれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（木質バイオマスの製品利用）

第十九条 国及び地方公共団体は、バイオマス（動植物由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭（以下「化石資源」という。）を除く。）をいう。）のうち木由来するもの（以下「木質バイオマス」という。）について、パルプ、紙等の製品の原材料としての利用等従来から行われている利用の促進を図るほか、その用途の拡大及び多段階の利用、まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。）を国することにより製品の原材料として最大限利用することができるよう、木質バイオマスを化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によつて処理することによりプラスチックを製造する技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスのエネルギー利用)

第二十条 国及び地方公共団体は、木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用することが二酸化炭素の排出の抑制及び木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスの有効な利用に資すること等にかんがみ、木質バイオマスをエネルギー源として利用することを促進するため、公共施設等におけるその利用の促進、木質バイオマスのエネルギー源としての利用に係る情報の提供、技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二〇六名

足立 信也君 相原久美子君
家西 悟君 池口 修次君
一川 保夫君 犬塚 直史君
岩本 司君 植松恵美子君
梅村 聡君 小川 敏夫君

尾立 源幸君 大石 尚子君
大石 正光君 大原雅子君
大久保 勉君 大久保潔重君
大島九州男君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 亀井亜紀子君
亀井 郁夫君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
木俣 佳丈君 喜納 昌吉君
工藤堅太郎君 郡司 彰君
小林 正夫君 行田 邦子君
輿石 東君 今野 東君
佐藤 公治君 佐藤 泰介君
櫻井 充君 自見庄三郎君
芝 博一君 島田智哉子君
主濱 了君 榛葉賀津也君
鈴木 寛君 鈴木 陽悦君
田中 直紀君 田名部匡省君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
武内 則男君 谷 博之君
谷岡 郁子君 千葉 景子君
シラミ マルテ君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 土田 博和君
外山 斎君 徳永 久志君
轟木 利治君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 内藤 正光君
中谷 智司君 中村 哲治君
西岡 武夫君 羽田雄一郎君

長谷川憲正君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 平山 誠君
広田 一君 広中和歌子君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
松浦 大悟君 松岡 徹君
松野 信夫君 円より子君
水戸 将史君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 室井 邦彦君
森 ゆうこ君 森田 高君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山根 隆治君
横峯 良郎君 吉川 沙織君
米長 晴信君 蓮 舩君
愛知 治郎君 秋元 司君
浅野 勝人君 有村 治子君
石井 準一君 石井みどり君
泉 信也君 磯崎 陽輔君
岩城 光英君 岩永 浩美君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 川口 順子君
河合 常則君 木村 仁君

岸 信夫君 北川イツセイ君
小泉 昭男君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 谷川 秀善君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中村 博彦君
中山 恭子君 二之湯 智君
西田 昌司君 南野知恵子君
橋本 聖子君 林 芳正君
古川 俊治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 龍二君
松山 政司君 丸山 和也君
森 まさこ君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 順三君
吉田 博美君 義家 弘介君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
浮島とも子君 加藤 修一君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 澤 雄二君
白浜 一良君 谷合 正明君
西田 実仁君 浜四津敏子君
弘友 和夫君 松 あきら君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 博司君
渡辺 孝男君 鰐淵 洋子君
井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 小池 晃君
大門実紀史君 仁比 聡平君

反対者氏名

○名

山下 芳生君 荒井 広幸君
舛添 要一君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 渡辺 秀央君
福島みずほ君 洲上 貞雄君
又市 征治君 山内 徳信君
中川 義雄君 藤井 孝男君
糸数 慶子君 川田 龍平君
山東 昭子君 松田 岩夫君

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第三 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

一九九名

足立 信也君 相原久美子君
家西 悟君 池口 修次君
一川 保夫君 犬塚 直史君
岩本 司君 植松恵美子君
梅村 聡君 小川 敏夫君
尾立 源幸君 大石 尚子君
大石 正光君 大河原雅子君
大久保 勉君 大久保潔重君
大島九州男君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君

加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 金子 洋一君
神本美恵子君 亀井 亜紀子君
亀井 郁夫君 川合 孝典君
川上 義博君 川崎 稔君
木俣 佳丈君 喜納 昌吉君
工藤堅太郎君 郡司 彰君
小林 正夫君 行田 邦子君
奥石 東君 今野 東君
佐藤 公治君 佐藤 泰介君
櫻井 充君 自見庄三郎君
芝 博一君 島田智哉子君
主濱 了君 榑葉賀津也君
鈴木 寛君 鈴木 陽悦君
田中 直紀君 田名部匡省君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
武内 則男君 谷 博之君
谷岡 郁子君 千葉 景子君
シズメ子君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 土田 博和君
外山 斎君 徳永 久志君
轟木 利治君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 内藤 正光君
中谷 智司君 中村 哲治君
西岡 武夫君 羽田雄一郎君
長谷川憲正君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 平山 誠君
広田 一君 広中和歌子君

広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
松浦 大悟君 松岡 徹君
松野 信夫君 円 より子君
水戸 将史君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 室井 邦彦君
森 ゆうこ君 森田 高君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山根 隆治君
横峯 良郎君 吉川 沙織君
米長 晴信君 蓮 舫君
愛知 治郎君 秋元 司君
浅野 勝人君 有村 治子君
石井 準一君 石井みどり君
泉 信也君 磯崎 陽輔君
岩城 光英君 岩永 浩美君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 川口 順子君
河合 常則君 木村 仁君
岸 信夫君 北川イツセイ君
小泉 昭男君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 信秋君
佐藤 正久君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君

伊達 忠一君 谷川 秀善君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中村 博彦君
中山 恭子君 二之湯 智君
西田 昌司君 南野知恵子君
橋本 聖子君 林 芳正君
古川 俊治君 牧野たかお君
松下 新平君 松村 龍二君
松山 政司君 丸山 和也君
森 まさこ君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 順三君
吉田 博美君 義家 弘介君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
浮島とも子君 加藤 修一君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 澤 雄二君
白浜 一良君 谷合 正明君
西田 実仁君 浜四津敏子君
弘友 和夫君 松 あきら君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 博司君
渡辺 孝男君 鰐淵 洋子君
荒井 広幸君 舛添 要一君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
渡辺 秀央君 福島みずほ君
洲上 貞雄君 又市 征治君
山内 徳信君 中川 義雄君
藤井 孝男君 糸数 慶子君
川田 龍平君 山東 昭子君
松田 岩夫君

日程第四 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇六名

反対者氏名

七名

井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	
足立 信也君	相原久美子君
家西 悟君	池口 修次君
一川 保夫君	犬塚 直史君
岩本 司君	植松恵美子君
梅村 聡君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 尚子君
大石 正光君	大河原雅子君
大久保 勉君	大久保潔重君
大島九州男君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	金子 洋一君
神本美恵子君	亀井亜紀子君
亀井 郁夫君	川合 孝典君
川上 義博君	川崎 稔君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	行田 邦子君
輿石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君
櫻井 充君	自見庄三郎君

芝 博一君	島田智哉子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田中 直紀君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	千葉 景子君
ツルギ マチ子君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	土田 博和君
外山 斎君	徳永 久志君
森木 利治君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
中谷 智司君	中村 哲治君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	平山 誠君
広田 一君	広中和歌子君
広野ただし君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松浦 大悟君	松岡 徹君
松野 信夫君	円 より子君
水戸 将史君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	森田 高君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山根 隆治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君
米長 晴信君	蓮 舫君
愛知 治郎君	秋元 司君
浅野 勝人君	有村 治子君
石井 準一君	石井みどり君
泉 信也君	磯崎 陽輔君
岩城 光英君	岩永 浩美君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	川口 順子君
河合 常則君	木村 仁君
岸 信夫君	北川イッセイ君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中村 博彦君
中山 恭子君	二之湯 智君
西田 昌司君	南野知恵子君
橋本 聖子君	林 芳正君
古川 俊治君	牧野たかお君
松下 新平君	松村 龍二君
松山 政司君	丸山 和也君
森 まさこ君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 順三君

反対者氏名

○名

吉田 博美君	義家 弘介君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	澤 雄二君
白浜 一良君	谷合 正明君
西田 実仁君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	荒井 広幸君
舛添 要一君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	渡辺 秀央君
福島みずほ君	山内 徳信君
又市 征治君	藤井 孝男君
中川 義雄君	川田 龍平君
糸数 慶子君	松田 岩夫君
山東 昭子君	

明治二十五年三月三十日
第一種郵便物認可

発行所
〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
二二〇円
三三〇円
（二〇円）